

平成28年12月1日（木曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	2頁
○出席議員	2頁
○欠席議員	2頁
○説明のため出席した者	3頁
○職務のため出席した事務局職員	4頁
○開会宣告	5頁
○開議宣告	5頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5頁
○日程第 2 会期の決定	5頁
○諸般の報告	5頁
○日程第 3 議案第102号から 日程第22 議案第121号まで	5頁
○休会の件	7頁
○散会宣告	8頁

平成28年12月5日（月曜日）第2号

○議事日程	9頁
○本日の会議に付した事件	9頁
○出席議員	9頁
○欠席議員	9頁
○説明のため出席した者	9頁
○職務のため出席した事務局職員	10頁
○開議宣告	12頁
○日程第 1 一般質問	12頁
6番 木村慶憲議員	12頁
2番 井上浩議員	23頁
7番 成田和美議員	37頁
25番 平山秀直議員	45頁
○散会宣告	56頁

平成28年12月6日（火曜日）第3号

○議事日程	57頁
○本日の会議に付した事件	57頁
○出席議員	57頁
○欠席議員	57頁
○説明のため出席した者	57頁
○職務のため出席した事務局職員	58頁
○開議宣告	59頁
○日程第 1 一般質問	59頁
8番 吉岡良浩 議員	59頁
19番 加藤 馨 議員	64頁
○散会宣告	73頁

平成28年12月7日（水曜日）第4号

○議事日程	75頁
○本日の会議に付した事件	75頁
○出席議員	75頁
○欠席議員	75頁
○説明のため出席した者	75頁
○職務のため出席した事務局職員	76頁
○開議宣告	78頁
○日程第 1 議案第122号及び 日程第 2 議案第123号並びに 日程第 3 議案第102号から議案第121号まで	78頁
○休会の件	79頁
○散会宣告	80頁

平成28年12月15日（木曜日）第5号

○議事日程	81頁
○本日の会議に付した事件	82頁
○出席議員	82頁
○欠席議員	83頁

○説明のため出席した者	83頁
○職務のため出席した事務局職員	84頁
○開議宣告	85頁
○諸般の報告	85頁
○日程第 1 議案第107号から	
日程第 8 議案第123号まで	85頁
○日程第 9 議案第111号	87頁
○日程第10 議案第112号及び	
日程第11 議案第113号	88頁
○日程第12 議案第115号から	
日程第16 議案第119号まで	89頁
○日程第17 議案第114号	94頁
○日程第18 議案第102号から	
日程第22 議案第106号まで	95頁
○日程第23 発議第2号及び	
日程第24 発議第3号	96頁
○市長挨拶	98頁
○閉会宣告	99頁
署名	101頁
参考資料	
○議決結果表	103頁
○会期及び日程	105頁
○一般質問通告表	107頁
○議案付託区分表	111頁

平成28年五所川原市議会第5回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

平成28年12月1日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第102号 平成28年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第103号 平成28年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第104号 平成28年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第105号 平成28年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第106号 平成28年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第107号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第108号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第109号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第110号 五所川原市税条例及び五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第111号 五所川原市津軽三味線会館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第112号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第113号 五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び五所川原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第114号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市養護老人

- ホームくるみ園)
- 第17 議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市地域福祉センター）
- 第18 議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について（金木中央老人福祉センター）
- 第19 議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市金木生活支援ハウス）
- 第20 議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦生活支援ハウス）
- 第21 議案第120号 つがる西北五広域連合規約の変更について
- 第22 議案第121号 青森県市町村総合事務組合規約の変更について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

1番	松本和春	議員	2番	井上浩	議員
4番	寺田武造	議員	5番	山田和宗	議員
6番	木村慶憲	議員	7番	成田和美	議員
8番	吉岡良浩	議員	9番	鳴海初男	議員
10番	木村博	議員	11番	山口孝夫	議員
12番	山田善治	議員	13番	秋元洋子	議員
14番	稲葉好彦	議員	15番	松野武司	議員
16番	福士寛美	議員	17番	桑田茂	議員
18番	伊藤永慈	議員	19番	加藤磐	議員
20番	木村清一	議員	21番	川浪茂浩	議員
22番	磯辺勇司	議員	23番	三潟春樹	議員
24番	工藤武則	議員	25番	平山秀直	議員
26番	葛西収三	議員			

◎欠席議員（1名）

3番 花田進 議員

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	岩 崎 明 彦
財 政 部 長	佐 藤 明
民 生 部 長	工 藤 仁
福 祉 部 長	櫛 引 和 雄
経 済 部 長	小山内 秀 峰
建 設 部 長	蒔 苗 司
上下水道部長	北 川 智 章
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	寺 田 建 夫
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	中 谷 金 義
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員	宮 崎 昌 子
事 務 局 長	
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	山 田 達 二
総 務 課 長	岩 川 和 雄
財 政 課 長	三 橋 大 輔
市 民 課 長	福 士 豊
保 護 福 祉 課 長	伊 藤 一 二 三
農 林 水 産 課 長	川 浪 治
土 木 課 長	佐々木 秀 文
上 下 水 道 部	
総 務 課 長	須 藤 淳 也
教 育 総 務 課 長	川 浪 生 郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	長 尾 功 一
次長・議会総務 係長事務取扱	藤 田 幸 大

◎開会宣告

- 寺田武造議長 ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。
これより平成28年五所川原市議会第5回定例会を開会いたします。
-

◎開議宣告

- 寺田武造議長 直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により進めます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 寺田武造議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、5番、山田和宗議員、6番、木村慶憲議員、7番、成田和美議員を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定

- 寺田武造議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から15日までの15日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○寺田武造議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 寺田武造議長 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。
報告書は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。
-

◎日程第 3 議案第102号から

日程第22 議案第121号まで

- 寺田武造議長 次に、日程第3、議案第102号 平成28年度五所川原市一般会計補正予算
(第3号) から日程第22、議案第121号 青森県市町村総合事務組合規約の変更について

までの20件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

平成28年五所川原市議会第5回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げます。

議案第102号は、平成28年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億4,612万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ330億3,765万7,000円とするものであります。

議案第103号は、平成28年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,670万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ93億4,889万1,000円とするものであります。

議案第104号は、平成28年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億931万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ64億9,474万5,000円とするものであります。

議案第105号は、平成28年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的支出の既決予定額に433万4,000円を追加し、その合計額を13億5,907万円とするものであります。

議案第106号は、平成28年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）であります。五所川原市下水道処理施設等包括的運転管理業務委託にかかわる債務負担行為を設定するため提案するものであります。

議案第107号は、五所川原市議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第108号は、五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長等の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第109号は、五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、職員の給料月額並びに初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額等を改定し、あわせて給与からの控除について所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第110号は、五所川原市税条例及び五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例の制定についてであります。所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第111号は、五所川原市津軽三味線会館設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。津軽三味線会館について、入館料等を免除することができる場合を定めるため提案するものであります。

議案第112号は、五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行により、戸籍事項の無料証明を行うため必要な規定を定め、及び所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第113号は、五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び五所川原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第114号は、五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市営住宅建て替え事業及び老朽市営住宅解体事業により住宅を新規建設し、一部または全部を用途廃止するため提案するものであります。

議案第115号から議案第119号までの5件は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第120号は、つがる西北五広域連合規約の変更についてであります。つがる西北五広域連合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであります。

議案第121号は、青森県市町村総合事務組合格約の変更についてであります。青森県市町村総合事務組合格約の変更について、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであります。

以上が議案の提案理由であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎休会の件

○寺田武造議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明2日から4日までの3日間は議案熟考のため休会いたしたいと

思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、3日間は休会することに決しました。

次回は5日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○寺田武造議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時15分 散会

平成28年五所川原市議会第5回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

平成28年12月5日（月）午前10時開議

第 1 一般質問（4人）

- 6番 木村 慶憲 議員
 - 2番 井上 浩 議員
 - 7番 成田 和美 議員
 - 25番 平山 秀直 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 松本和春 議員 | 2番 井上浩 議員 |
| 3番 花田進 議員 | 4番 寺田武造 議員 |
| 5番 山田和宗 議員 | 6番 木村慶憲 議員 |
| 7番 成田和美 議員 | 8番 吉岡良浩 議員 |
| 9番 鳴海初男 議員 | 10番 木村博 議員 |
| 11番 山口孝夫 議員 | 12番 山田善治 議員 |
| 13番 秋元洋子 議員 | 14番 稲葉好彦 議員 |
| 15番 松野武司 議員 | 16番 福士寛美 議員 |
| 17番 桑田茂 議員 | 18番 伊藤永慈 議員 |
| 19番 加藤磐 議員 | 20番 木村清一 議員 |
| 21番 川浪茂浩 議員 | 22番 磯辺勇司 議員 |
| 23番 三潟春樹 議員 | 24番 工藤武則 議員 |
| 25番 平山秀直 議員 | 26番 葛西収三 議員 |
-

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市長 平山誠敏

副市長	三上裕行
総務部長	岩崎明彦
財政部長	佐藤明
民生部長	工藤仁
福祉部長	櫛引和雄
経済部長	小山内秀峰
建設部長	蒔苗司
上下水道部長	北川智章
会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	寺田建夫
選挙管理委員会 委員長	白川昭麿
選挙管理委員会 事務局長	中谷金義
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	宮崎昌子
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	山田達二
総務課長	岩川和雄
企画課長	鎌田寿
健康推進課長	井沼登志子
介護福祉課長	岩崎孝幸
観光物産課長	原田博
土木課長	佐々木秀文
上下水道部 総務課長	須藤淳也
教育総務課長	川浪生郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 長尾功一

次長・議会総務
係長事務取扱

藤 田 幸 大

◎開議宣告

○寺田武造議長 おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○寺田武造議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降の質問については一般質問通告書の質問要旨順に1つの質問要旨に関する質問、答弁が終了してから次の質問要旨に関する質問、答弁に移る方法で行いますので、御協力願います。

それでは、6番、木村慶憲議員の質問を許可いたします。6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 一登壇一

おはようございます。至誠公明会の木村慶憲です。また、傍聴の皆様には足元の悪い中、大変御苦勞さまでございます。平成28年第5回定例会において、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

昨今、高齢化に伴うさまざまな悲惨な社会現象が起きています。その中で高齢化対策、とりわけ認知症高齢者対策は喫緊の課題であります。平成28年10月29日、認知症の人をみんなで支え合うまちづくり宣言が平山市長より宣言されたところです。また、本年7月発生した神奈川県相模原市の障害者福祉施設において、未曾有の大事件が発生しました。以上の点を踏まえ、認知症高齢者対策、そして社会的弱者のための施設に対する安全対策の2点について質問いたします。

通告1点目、認知症高齢者対策についてでございます。国の平成28年高齢社会白書によると、平成27年10月1日現在、我が国の人口約1億2,700万人のうち、65歳以上の高齢者人口は約3,400万人となり、総人口に占める割合、高齢化率は26.7%と過去最高を記録しました。また、平成27年の平均寿命は、男性が80.79歳、女性が87.05歳と、それぞれ過去最高となるなど、世界で最も早いスピードで高齢化社会が到来していることが改めて浮き彫りとなり、平均寿命の延伸は高齢化に伴って医療技術の進歩や健康対策、交通安全対策など、さまざまな施策を推し進めてきた結果のあらわれであり、世界に誇れる

喜ばしいことであると考えます。

同時に、認知症の問題は避けて通れない課題であり、認知症患者の最大の危険因子は加齢であることを考えると、今後高齢者数の増加に伴って認知症の方の数も増えていくことが予想されます。65歳以上の高齢者の認知症患者数と有病率について調べた国の調査によると、平成24年は認知症患者数が65歳以上の高齢者の7人に1人であったが、平成37年にはおよそ5人に1人になるという推計が示され、認知症高齢者の対策は喫緊の課題と言えます。

本市においても、まずは現状把握が必要であります。当自治体における認知症高齢者の数は把握しているのか、また高齢者数に占める割合など近隣の自治体と比べてどうか伺いたい。

国は、高齢者施策を担う厚生労働省だけでなく、政府一体となって認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成27年1月、関係12省庁が共同して認知症施策推進総合戦略、通称新オレンジプランを策定しました。このプランは、副題となっている認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、認知症の人の介護者の支援や、認知症の人やその家族の視点の重視など7つの柱に沿って推進していくこととしており、その中で認知症への理解を深める普及啓発の推進として、市町村や職場で実施している認知症サポーター養成講座の受講者を認知症サポーターとし、平成26年9月末の545万人の実績を平成29年度までに800万人にすることを目標にしています。当自治体の認知症サポーターは、現時点で何名かお知らせください。

また、新オレンジプランでは、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供として、認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の配置を平成30年度までに全市町村で実施する目標としています。認知症初期集中支援チームとは、保健師、看護師等の有資格者2名以上と専門医1名の3名以上で構成され、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に実施し、自立生活のサポートを行うチームのことであり、認知症地域支援推進員とは、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携支援や認知症の方とその家族などへの相談支援を担う人のことでありますが、当自治体では認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の配置はどのような状況なのか、平成30年までの方針、予定を含め、あわせて伺います。

ところで、認知症高齢者が深刻な事故につながる可能性のある具体的な症状の一つに徘徊があります。警察庁は、平成27年において、認知症もしくはそれが疑われる方の行

方不明数が全国1万2,000人を超えたと発表しました。平成25年以降、3年連続で1万人を超えたこととなります。また、ある大学の調査では、認知症と疑われる人が行方不明になってから発見されるまでの日数と死亡率との関係を調べたところ、当日発見の場合は生存率が8割を超えているのに対し、翌日発見の場合は約6割に減少し、その後は著しく生存率が低下するという報告もあると聞いております。こういったことを踏まえると、徘徊する高齢者をいかに早く発見するかということが重要であり、そのための仕組みづくりが非常に大事なことと言えます。

そこで、徘徊のおそれがある高齢者の家族や介護事業者に対して、GPS機器を無償で貸与し、機器を身につけた高齢者が行方不明になった場合には、位置情報をメールで知らせるといった取り組みを行っている先進自治体もあるが、こういった機器の活用は距離に関係なく迅速に位置がわかるため、有効な手法の一つと言えますが、本自治体でも導入を検討してはどうか提案するが、いかがでしょうか。

質問の第2点、社会的弱者のための施設に対する安全対策についてでございます。この夏、ブラジルのリオデジャネイロで開催されたパラリンピックでは、障害者自身によって表現された無限の可能性に日本国中が大いに感動したことは記憶に新しい。4年後の2020年には東京オリンピック・パラリンピック大会の開催が控えており、大会の成功に向けて国を挙げて機運を盛り上げていく必要があると改めて感じたところであります。

こうした明るい話題の一方で、今年7月26日、相模原市の障害者福祉施設において、未曾有の大事件が発生しました。この施設での勤務経験がある男性が未明に施設内に侵入し、入所者19名を殺害、さらに入所者と施設の職員と合わせて26名に重軽傷を負わせた事件です。まずは、お亡くなりになった方々及び御遺族の方々に対し、お悔やみ申し上げますとともに、けがを負われた方々の一日も早い御回復を心よりお祈りいたします。

第2次大戦後の日本において発生した殺人事件としては、犠牲者19名は最も多いと見られており、被疑者の異常な言動や措置入院とその後の対応に関するあり方など、さまざまな観点から多くの報道がなされていることは御承知のとおりであり、障害者の方々に対する被疑者の言動や思想は全く理解できるものではないが、被疑者の特性とは別に二度とこうした悲劇を起こしてはならないということは言うまでもなく、そのためにも今までの体制をしっかりと検証し、その上でより一層の安全策の構築が求められます。

当自治体において、障害者支援施設は何カ所設置されているのか、また定員数について入所型、通所型などの形態別に示していただきたい。

障害者支援施設については、これまでは施設運営、生活介護や自立訓練、就労支援な

ど、提供するサービスに応じた職員の配置であったり、施設自体の配置や構造、設備などについて、火災に加え、水害や地震、土砂災害といった自然災害に対する備えに対し、一定の基準が設けられ、安全性に留意されてきました。また、省令により全国一律に定められていた障害福祉サービスに関する基準について、国では地方分権一括法により、地域の実情に応じて条例で設定できることとするなど、地方分権の流れに沿った対応を行っています。当市では設定されておりませんが、当地域の実情に照らし、施設管理者、利用者にとって利便性、安全性の高まる基準を定めた条例を設置すべきではないのか伺います。

今年8月、東北地方を襲った台風10号により、岩手県の高齢者グループホームで9名の方が濁流にのみ込まれ、尊い命が失われる出来事がありました。いざ災害となった場合には、避難方法はもちろんのことですが、施設が孤立した際、救援されるまでの対策などについても通常の避難者とは異なってきます。日常の管理基準とあわせて災害時の対策も大きな課題であります。日常的な管理運営面の基準だけでなく、災害発生に備えて具体的なマニュアルを作成しておくべきだと思うが、災害避難マニュアルを作成している施設はどれくらいあるのか伺います。

ところで、障害福祉サービスなどの分野では、入所者の安全確保という観点から、これまでさまざまな基準を設けてきました。しかし、防犯という観点は余り注意が払われていなかった部分であり、今回の事件に対する検証を踏まえて、防犯上の備えの必要性を認識することや、何らかの対策を講じること、防犯意識を常に持つことなどが非常に重要と言えるのではないのでしょうか。

この事件を受けて、国では事件の検証及び再発防止策検討チームを設置し、さまざまな検討を行い、容疑者が措置入院していたことを踏まえ、措置入院中の診療や措置解除後の対応の検証、さらに社会福祉施設等における防犯対策などについての中間取りまとめを9月に公表しています。また、国の補正予算においては、障害者支援施設などの防犯対策を強化するために、通常非常通報装置や防犯カメラ、外構等の設置費用の安全対策などに要する費用など118億円を計上しております。自治体の対応例として、例えば福岡県では事件発生から約1カ月後の今年8月に、障害福祉サービス事業所等における防犯マニュアル作成のガイドラインを示し、各施設においてそれぞれの規模や立地、設備等の特性を踏まえた施設ごとの防犯マニュアル作成を促しているそうです。国は、事件発生の日に入所者の安全確保に関する注意喚起を促す文書を発出したと聞くが、当自治体はどう対応したのか伺います。

以上、通告2点について質問をいたします。なお、再質問については自席より一問一

答で行いますので、よろしくお願いいたします。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの木村慶憲議員にお答えいたします。

本年7月に発生した神奈川県相模原市における障害者施設殺傷事件におきましては、19名の尊い命が奪われました。残された御遺族の皆様を初め、負傷された皆様、関係者の皆様に改めて深い哀悼の意を表するものでございます。

この事件は、障害のある方に対して偏った思想を持った犯人による他に類を見ない凶悪な犯行で、極めて特殊な事件ではありますが、これを契機として全国的に障害者支援施設のみならず、介護福祉施設や、教育、保育施設等においても防犯体制の見直しが進められているところであります。

当市におきましても、当該事件の性質を踏まえ、関係施設に対し、事件に関する情報共有及び安全対策の強化等について随時情報提供を行っております。市では、今後も障害のある方及びその御家族等が安心、安全に各種サービスを利用できるよう、関係施設における防犯体制の強化及び防犯意識の向上に努めてまいります。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榎引和雄福祉部長 認知症高齢者数、高齢者数に占める割合等についてお答えいたします。

当市における認知症高齢者数の把握についてでございますが、人数把握の確実な方法が確立されていないことから、議員おっしゃいました平成27年1月に厚生労働省が公表いたしました新オレンジプランと同様に、65歳以上の高齢者の7人に1人が認知症高齢者として試算した場合、当市の平成28年10月末現在の高齢者数が1万7,877人であることから、2,554人と推計されます。

一方、地域包括支援センターへの認知症に関する相談件数は、平成26年度が119件、平成27年度が152件と年々増加傾向にあり、高齢者人口も増加の一途をたどっていることから、認知症高齢者は確実に増加しているものと推測されます。

近隣市町との比較でございますが、いろいろ問い合わせしてみたところ、当市と同様に人数把握の確実な方法が確立されていないとのことで、現在のところ近隣市町との的確な比較はできない状況でございます。

今後、日常生活圏域ニーズ調査や認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チームの活動を通じて認知症高齢者の把握に努めてまいります。

続きまして、当市における認知症サポーターの人数についてお答えいたします。当市

の認知症サポーター数は、平成28年9月末現在3,914名となっております、総人口に占める認知症サポーター数の割合は、県内10市の中では十和田市に次いで多い6.9%となっております。

次に、認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の設置等についてお答えいたします。平成28年10月29日に開催いたしました認知症フォーラムにおきまして、当市は認知症の人をみんなで支え合うまちづくり宣言を行ってございます。これは、認知症の人がこのふるさと五所川原で尊厳を保ちながら、自分らしい生活を送ることができるように、市として認知症施策に真摯に取り組む姿勢を明らかにしたものでございまして、認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員の配置は、認知症の人をみんなで支え合うまちづくりに向けて、その中核を担うものであると考えてございます。

認知症初期集中支援チームは、認知症サポート医、保健師、社会福祉士などから成り、もの忘れ検診や日常生活圏域ニーズ調査、日々の相談受け付け等を通じまして、認知症のおそれのある方を把握し、直接対象者を訪問して医療機関への受診勧奨や生活環境の改善指導、その後の経過観察などを行うもので、当市におきましては平成28年11月1日にチームを地域包括支援センター内に設置したところでございます。現在支援の対象となる方の把握に努めていきたいと考えてございます。

一方、認知症の人やその家族等への相談支援や、認知症の人が認知症の状態に応じて必要な医療や介護サービスを受けられるように、関係機関と連絡調整等の役割を担うのが認知症地域支援推進員であり、現在、保健師1名、社会福祉士1名を認知症地域支援推進員として地域包括支援センターに配置しているところでございます。

今後、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を通じまして、認知症の早期発見、早期対応及び認知症に対する正しい理解と対処方法の普及に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、GPSの貸与等についてお答えいたします。認知症の高齢者が家族の中にいる、あるいは介護をしている施設等では、常に徘徊の不安を抱えながら日々を過ごしている状況にあるのではないかと考えてございます。

木村議員御提言のGPS機器につきましては、現在事業者はその機能や運用方法、費用や実例等について照会しており、近々デモ機をお借りいたしまして実証試験を試みる予定となっております。その結果を踏まえて、実施の可能性について検討してまいりたいと考えてございます。

次に、障害者支援施設についてでございますが、生活介護や就労系のサービスを提供

する通所施設は43カ所、施設入所支援やグループホーム等の入所施設は25カ所でございます。また、定員数の合計はそれぞれ735名と339名でございます。なお、当市の事業所の運営体制は全て民営となっております。

次に、障害者福祉サービスについて、利便性、安全性の高まる基準を定めた条例を制定してはどうかという御質問にお答えします。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法におきまして、障害福祉サービス事業、施設の基準につきましては、都道府県が条例で定めることとされております。

当市では、同法及び青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例に基づきまして、介護給付や訓練給付等の各種障害福祉サービスを実施しているところでございます。

また、障害者総合支援法第77条に基づきまして、障害のある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じまして、柔軟な形態により事業を効果的、効率的に実施するため、五所川原市障害者地域生活支援事業条例を制定いたしまして、移動支援事業や日中一時支援事業、日常生活用具給付事業等を実施してございます。

続きまして、当自治体内で災害発生時に安全に避難するためのマニュアルを作成している施設についてお答えいたします。障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準では、非常災害対策として、障害者支援施設について、消火設備を初め、その他の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定の上、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならないとされております。

また、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないとされております。当市では、障害者福祉サービスを提供している事業者におきましては、この基準に従いまして定期的に避難訓練等を実施し、利用者に避難所等の周知を図っておりますが、災害避難マニュアルを策定しているところは、通所、入所全68施設中15施設となっております。

以上でございます。

○寺田武造議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 どうもありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

認知症高齢者対策についてでございますが、先ほど私、第1回目の質問の背景の中で説明しましたとおり、年々高齢者の徘徊者が、全国では約1,000名ほど行方不明者の届け

出があるそうでございます。当市においても、今後私も含め団塊の世代、高齢となってくれば、どうしても認知症高齢者の類いには入ってくるんじゃないかなというふうに思われます。年々増加する認知症の高齢者の方に対して、やはり毎年毎年先々のことを考えていかないと、急激に増えたというのであれば、対応がなかなか難しいと思います。そこで、やはり5年、10年後の自治体の認知症患者数を推計して把握しておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○寺田武造議長 福祉部長。

○櫛引和雄福祉部長 先ほども申し上げましたが、平成28年10月末現在、当市における高齢者数は1万7,877人でございます。一方、五所川原市老人福祉計画第6期介護保険事業計画では、当市の高齢者人口は総人口の急激な減少と相まって、平成32年をピークにその後徐々に減少するものと見込まれており、平成37年には現在より300人少ない1万7,557人と推計してございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、新オレンジプランでは平成37年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症高齢者となると見込まれております。それと同様に、この平成37年の高齢者認知症人口を試算した場合、当市の37年の認知症高齢者数は約3,500人に増えるものと見込まれております。

以上でございます。

○寺田武造議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 ありがとうございます。認知症サポーターについてでございます。先ほどの答弁の中で、当市の認知症サポーターは3,914名ですか、県内、十和田市に次いで2番目ということで、こんなに多いのかなと思いました。

ただ、人数もそうですけれども、やはり実際は中身の問題であろうと思います。サポーターの皆様、各自お仕事をお持ちでしょうし、またいろんな用事の中で、こういうふうなサポーター活動をしていただけるのを大変ありがたく思っておりますが、こういう方、せつかくこういうふうな多くのサポーターの皆さんの協力を得るのであれば、やはりサポーター自身が主体的に地域で活躍できるような仕組みを行政でもって構築する必要があると思うんですが、具体的にそういうふうな考えはあるのかお伺いいたします。

○寺田武造議長 福祉部長。

○櫛引和雄福祉部長 当市の第6期介護保険事業計画におきましては、平成27年度から平成29年度までの3年間に年6回の養成講座を開催いたしまして、毎年140名を養成していく計画となっております。そうした中で、今年度は認知症サポーター養成講座を6回開催いたしまして、269名のサポーターを養成できる見込みとなっております。

また、先ほど申し上げましたが、県内では初となる認知症の人をみんなで支え合うまちづくり宣言を行っていることもあり、この宣言が形骸化することのないよう、まず認知症サポーターを認知してもらうことから取り組んでまいりたいと考えてございます。

そのための第1弾といたしまして、今年度から小学生と保護者並びに高校生を対象とした認知症サポーター養成講座の開催を企画しております。実際に高校生の養成講座を実施したところ、現時点での感触として、若い世代が認知症を正しく理解しようという手応えを感じているところでございます。これら養成講座を受講した方は、認知症サポーターとして登録したほか、その目印としてオレンジリングを着用しており、それが認知症サポーター普及啓発の一助となることを期待しているところでございます。

○寺田武造議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 ありがとうございます。徘徊高齢者についてでございます。先ほど1回目の質問、説明の背景の中で、行方不明になった場合、当日発見、翌日発見の場合、生存率、かなり翌日発見の場合は低下するわけでございます。もしそういうふうな事件、事故が起きた場合、早期発見が大切でございます。そのためにも、関係者とかネットワークを構築して、先進自治体では結構あるんですが、警察や消防だけでなく、民生委員や町内会といった地域のコミュニティ、地元メディア、当市にもFMラジオ局がございすけれども、そういうふうなメディア、鉄道やバス、タクシーといった交通機関など、多くの関係者によるネットワークを本自治体でも構築してはどうか提案するものですが、いかがでしょうか。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榎引和雄福祉部長 当市におきましては、高齢者の行方不明など徘徊が想定される事案に対しまして、シルバーSOSネットワークを組織しておりまして、既に稼働している状況でございます。

家族等から行方不明の通報があった際、家族の了解のもとに警察や介護事業所等とSOS連絡網で情報を共有いたしまして、おのおのが活動している周辺で徘徊者を見かけた際に情報提供してもらう仕組みでございます。平成27年度には3回の発動実績がございます。

SOS発動に際しましては、FMごしよがわらや防災行政無線を活用して呼びかけるなど工夫を重ねているところでございますが、議員おっしゃるとおり時間の経過とともに死亡してから見つかる確率が高まるなど、初動体制と広範なネットワークづくりが課題であると認識してございます。今後も民生委員など地域コミュニティとの迅速な連絡体制構築と、新聞配達や郵便局との連携の輪を広げていくよう努めてまいります。

○寺田武造議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 ぜひそういうふうな確固たるネットワークを構築していただきたいと思います。

そこで、ネットワーク構築だけではやはり不十分だと思うんです。そのネットワークを使った、年に1回でも自治体内で模擬訓練とかを実施すれば、そういうふうな連絡体制の改善点も見つかるだろうし、またより強固なネットワークとなると思うんです。その辺、いかがお考えでしょうか。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榎引和雄福祉部長 議員御提言のとおり、ネットワークの構築だけではやはり十分とは言えず、確実に機能させていくためにはネットワークを構成する組織や個人が同じ意識を持つことが重要であると考えてございます。そのため、今後は実態に即した模擬訓練を企画いたしまして、繰り返し実施していくことで、高齢者を地域で見守る仕組みを構築してまいりたいと考えてございます。

また、市からの一方的な企画立案だけではなく、介護事業者などからも広く企画案を募り、交代でおのこの役割を担うなど、いろいろな経験を積むことで互いの理解を深めるよう進めてまいりたいと考えてございます。

○寺田武造議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 認知症高齢者を抱える御家族、御本人はもちろんですけれども、介護事業者、精神的にも肉体的にも大変だと思います。ぜひそういう方たちの支援、協力を行政として支援していただきたいと思います。認知症の人をみんなで支え合うまちづくりに向けて、今後ともひとつお願いいたします。

それでは、通告2点目の社会的弱者のための施設に対する安全対策について伺います。障害者福祉サービスに対する基準についてでございます。各施設とも基準についてはある程度整備体制が整っているという先ほど御答弁ございましたけれども、規定はあるでしょうけれども、それをいかに遵守しているかということが大事だと思います。その辺、定期的な検査、十分に検査できる体制が整っているのかどうかお尋ねいたします。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榎引和雄福祉部長 市では、平成25年度から青森県から事務移譲を受けまして、所管する社会福祉法人に対して指導監査等を行ってございます。

社会福祉法人の適正な運営を期し、実情を把握するとともに、役員等が社会福祉事業の本旨を理解し、適正な法人運営及び経理処理等を行うことを目的としております。監査では、毎年監査実施計画を策定の上実施し、その結果改善すべき事項がある場合は口

頭や文書で指導しております。災害対策等についても、その時点で指導していきたいと考えております。

また、サービス提供事業者への指導監査等につきましては、青森県が所管しております。県の監査要綱及び監査要領に基づきまして実施しているところでございます。

○寺田武造議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 基準に対する検査実施しているということですが、例えばその中でも完璧な基準ばかりあるとは思われないんです。やはり不十分な基準という事案も発生すると思うんですが、そういうふうな場合は指導とか是正勧告、またはそれによつての施設の不十分さがあって、改善とか、そういうふうな状況の確認というようなことはなさっているんでしょうか。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榎引和雄福祉部長 監査した結果、不十分なことがあった場合、簡易なものについてはその場で口頭で指導してございます。若干手直しが必要な場合は、後ほど指導文書を発送してございます。

○寺田武造議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 ひとつその辺は、十分に是正、改善を求めていただきたいと思います。

災害避難マニュアルについてでございます。当自治体として、災害避難マニュアル作成ガイドラインを作成し、未策定の施設もあろうかと思うんです。その場合、強力に働きかけを行うべきと思うのですが、いかがでしょうか。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榎引和雄福祉部長 先ほど議員おっしゃいましたとおり、本年8月末の台風10号によりまして、岩手県の高齢者グループホームで利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生いたしまして、国では障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化徹底を図るため、県を通じまして各事業所に非常災害対策計画の見直しと避難訓練の徹底を改めて通知してございます。

市といたしましても、各施設管理者等にそれぞれの立地条件等を考慮した非常災害対策計画に基づく避難マニュアルの策定を強く働きかけまして、災害発生時には利用者及び施設職員の安全が確保できるよう防災意識の啓発を図ってまいりたいと考えてございます。

○寺田武造議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 障害者支援施設などの防犯対策についてでございます。

当自治体では防犯体制の強化のために、今回の国の補正予算を活用する予定はあるのか、あればその概要等伺いたいと思います。

また、障害者支援施設でなくて、社会福祉施設といった施設についても、やはり不審者の侵入とかに対してハード、ソフトの両面から防犯対策を講じるべきと考えますが、今後の方針などあれば伺いたいと思います。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榎引和雄福祉部長 防犯対策についてお答えいたします。

今回の補正予算でも提案させていただいております介護施設2施設に防犯カメラを設置するという予算をお願いしてございます。なお、障害者施設につきましては、県から直接予算をいただいて設置することとなっているようでございます。

○寺田武造議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 弱者のための対策をひとつ行政でもお願いしたいと思います。住んでよかったまち、安心、安全なまち構築のために、ひとつ行政でもお力添えをよろしくお願いします。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○寺田武造議長 以上をもって木村慶憲議員の質問を終了いたします。

次に、2番、井上浩議員の質問を許可いたします。2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。社会民主党の井上浩でございます。私は、一般質問に3つの質問を行いたいと思います。

第1の質問でございます。国による介護保険サービスの縮小の動きがございます。このことについて反対をしていく、そういう観点からの質問が第1の質問であります。

第2の質問であります。介護と在宅医療と、そして病院、この3つの連携を当市でどのように図っていくのか、緊急を要しております。このことが第2の質問であります。

第3の質問でございます。当市の学校給食センターにおきまして、異物混入事件が発生をいたしました。これに関連をいたしまして、当市が業者に対する発注におきまして、審査、契約はどのように行われているのか質問いたします。

それでは、具体的に質問をいたしますので、理事者側の答弁をよろしくお願いいたします。

第1の質問は、介護保険サービス縮小の動きに反対することについてです。まず、質問の背景です。国の社会保障審議会介護保険部会では、介護保険サービス縮小案として、次の2つを検討しています。第1点目は、介護軽度者への生活援助サービスをさらに市

町村へ移そうというものです。対象を現在の要支援1、2から要介護1、2へ拡大することが国によって検討されています。2点目は、歩行器などの福祉用具の貸し付けと、自宅に手すりをつけるための住宅改修などを自己負担にしよう、こういう検討がなされております。

そこで、私の質問です。五所川原市での介護保険サービスの現状と国の動きに対する対策について2点質問をします。

第1の質問は、軽度な方へのサービス実施状況はどうなっているのでしょうか。国が地域支援事業へ移行させた、さらに移行しようとしている生活援助サービスの現状と福祉用具貸与、住宅改修利用について、五所川原市での現状を質問をいたします。

第2の質問は、五所川原市として介護保険サービスの縮小に反対することについてです。質問の理由と意見を述べます。社会民主党は、社会保障費抑制のために国が進めようとしていますサービス縮小と利用者負担増に反対です。その理由について述べます。

第1点目のサービス縮小に反対する理由は、2つあります。第1の理由は、介護保険の理念を後退させてはならないということです。言うまでもありませんが、介護保険の理念とは、高齢者の尊厳を守り、自立を支援し、要介護状態の重度化を防ぐということです。第2の理由は、家族の方のいわゆる介護離職ゼロを実現するためにも、サービスを縮小させてはならないということです。

2点目の利用者負担増に反対する理由は、サービスの自己負担化や利用料引き上げによりましてサービスが受けられなくなる、すなわち軽度者や低所得者世帯の切り捨てに直結するということです。皆さん御承知のとおり、生活援助サービスは、在宅高齢者の日々の暮らしを支えているものです。さらに、福祉用具や家の中の手すりは、転倒や骨折を予防する、まさしくお年寄りにとっての生命線にほかなりません。

そこで、さらに質問です。市長には、国が進める介護保険サービス縮小に対する御認識と介護保険の理念に基づきまして、これらの動きに反対することについての見解を質問いたします。

次に、第2の質問でございます。介護と在宅医療及び病院との連携についてです。まず、質問の背景です。私たちが住んでいます五所川原市で年寄りとなって介護の世話になって、それでも自分の尊厳が保たれるように医療と福祉と介護、それぞれの制度が役立っていなければなりません。健康を損ねた独居老人が病院での治療後に帰るところが必要です。言い換えれば、公立病院での社会的入院をゼロとする課題を地域で受けとめねばなりません。この政策理念実現のために、実は法律では地域包括ケアシステムの構築と推進として、既に大きく3つの事業推進を市に求めています。第1に、在宅医療と

介護の連携です。第2に、認知症の総合支援です。先ほど詳しく答弁がされました。第3に、日常生活の支援体制の整備についてです。これらは、2017年度末までに実は取り組まねばならないとされました。

さて、受ける側から地域包括ケアを定義しますと、第1に人生の最後のときまで住みなれた自分の地域、自宅で自立した生活を続けられるということです。第2に、そのための医療や介護サービスを現実を受けられるということです。第3に、地域ぐるみで支えられている、この3つが同時に機能していることだと考えられます。

そこで、質問です。五所川原市の考え方と現状について2つ質問をいたします。

第1は、地域包括ケアと地域医療連携の考え方です。説明します。病院に権限を持つ県と介護保険事業計画を策定する市は、それぞれ役割を分担をして保健、医療、介護施策を推進しています。今後どのように県と連携して、介護と在宅医療及び病院との連携を図った地域包括ケアシステムを構築するのか質問をいたします。

第2は、地域ニーズと実態についてです。実は第3回社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会、実に長ったらしいお役所の部会ですけれども、そこで初めてこのあり方等に関する検討に即しまして、介護側からのこの問題の全国の資料が出ました。ここで検討されている内容を西北の医療圏、及び介護は市ですから、五所川原市的に検討した場合のデータの概略を示してください。部会では、論点とともに議論がされています。

次に、私がこうした質問をする理由についてお話をします。実は山形大学の伊藤嘉高社会学博士が西北五地域医療圏での自治体病院再編と住民につきまして、2014年、2015年にヒアリングアンケート調査を行っていらっしゃいます。その分析した内容が2016年、今年の夏の7月末に青森市アスパムで開かれました東北社会学会大会で報告をされています。その結論の一節をお知らせをします。「つがる総合病院の医師数は大幅に増加したものの、サテライトの回復期機能や地域包括ケアとの連携が不十分であり、民間の療養型病院を巻き込んださらなる再編が求められる」というものです。

ここで伊藤博士が地域包括ケアとの連携を示したのには、2つの理由があります。第1の理由は、実は当圏域での自治体病院再編は、当初は地域包括ケア推進と一体的に準備をされていたのであります。残念ながら、諸般の事情により頓挫はいたしました。第2の理由は、改正介護保険法で市は地域包括ケアシステムの推進を図る責務を担うこととなったことです。実は、先生に指摘されるまでもなく、2015年4月の介護保険制度の改正で、地域包括ケアシステムを構築していくため、五所川原市で必ず実施しなければならないと、さきに示した3事業、認知症対策も含めて定められているわけござい

ます。

次に、第3の質問であります。市が発注する業者への審査と契約についてでございます。学校給食への異物混入事件につきまして、五所川原市が発注する業者への審査と契約に関連して2点質問をいたします。1点目は、事件発生からこれまでの経過です。2点目は、被害の状況と加害業者に対しての建設業者等指名停止についてでございます。

まず、第1の質問です。学校給食センターが調理したおかずで金属片が混入し、南小の職員及び6年生に供されました。あり得ないことが起きたわけであり、その原因解明及び事後処理はどうなっているのでしょうか。事件発生の経過と原因解明及び事後処理の内容について市の説明を求めます。

第2の質問です。加害業者に対する建設業者等指名停止についてです。五所川原市の建設業者等指名停止要領におきまして、別表の措置基準に基づく措置要件が示されておりますが、このことに該当するかどうか、市ではどのような検討、判断されているのか、根拠を含めて説明を求めます。

以上、演壇からの質問を終わります。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの井上議員にお答えいたします。

介護保険サービスの件でございますが、社会保障に係る経費が増大し続ける中、財務省の財政制度分科会は、団塊の世代が後期高齢者となり始める直前の平成32年までに給付と負担のバランスのとれた制度の構築を目指すとして、要支援1から要介護2までの方に対するサービスのあり方、給付の見直しをするよう提言しました。

要支援1、2については、平成29年度末までに通所介護、訪問介護を地域支援事業へ移行することとなっておりますが、同様に要介護1、2に対するサービスについても地域支援事業への移行案を示したものです。加えて、訪問介護の生活援助や福祉用具貸与、住宅改修についても原則自己負担とすべきと提言されております。

これに対し、厚生労働省は、平成30年の介護保険制度改正に向けた見直し案のうち、要介護1、2への生活援助サービスを介護保険の対象から外すという件につきましては、要支援1、2の通所介護、訪問介護の移行がまだ完了していないことを理由に、見送る方向で検討している状況にあるようでございます。

また、自己負担割合原則1割及び高額介護サービス費限度額を引き上げないことについては、既に昨年8月から一定の収入がある方は1割負担だったものが2割負担に引き上げが実施されております。このように介護保険の制度設計並びに見直しについては、

国主導で行われていることであり、特定の市町村の意見で方針が変わるということは難しいものと考えます。

しかしながら、国がこれらの制度見直しをする過程においては、現場で制度運営している市町村の動向や意見を参考にしているところであり、アンケート調査や状況報告が求められておりますので、そのような機会を捉え、現場の生の声を届けることにより、よりよい制度となりますよう市としての役割を担ってまいります。

○寺田武造議長 福祉部長。

○櫛引和雄福祉部長 軽度者の支援状況について、平成27年度の実績に基づきましてお答えいたします。

平成28年3月末現在の要支援1の認定者数は386名、要支援2の認定者数は413名、合計で799名となっております。

サービスの利用状況でございますが、要支援1、2の方に対する生活援助サービスの利用状況は、件数が2,301件、給付費が4,142万円、利用者負担が481万円となっております。同様に福祉用具の貸与につきましては994件、給付費が330万円、利用者負担38万円。住宅改修費につきましては33件、給付費が214万円、利用者負担が24万円となっております。

介護給付費の各サービスにおいて、軽度者の占める割合は、生活援助サービスが7.17%、福祉用具貸与が4.34%、住宅改修費が44.02%となっております。

続きまして、地域包括ケアと地域医療連携についてお答えいたします。地域包括ケアシステムは、地域に生活する高齢者が、介護が必要になった状態になっても、自分らしい生活を送ることができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供するシステムでございます。地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の中で、団塊の世代の全てが75歳以上となる平成37年をめどに、市町村単位でシステム構築が求められてございます。

地域包括ケアシステムは、いわば地域における高齢者施策のあるべき姿とも言えるもので、認知症施策の推進、生活支援サービスと介護予防事業の促進、地域医療と介護の連携推進など、地域支援事業として市町村において実施されることとなります。

このうち地域医療と介護の連携につきましては、地域包括ケアシステムの核となるものだと認識しておりまして、現在西北地域県民局地域健康福祉部五所川原保健所が主導いたしまして、西北五医療圏を構成する市町による退院調整ルールや、病院とケアマネジャーとの連携のあり方について検討を重ねているところでございます。

今後、医療、介護関係者の研修会や関係者による検討会などを通じまして、在宅医療、

介護の連携の課題を抽出して、平成30年4月までに、医療、介護関係者の情報共有支援、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を構築してまいりたいと考えてございます。

次に、西北五地域医療圏の療養病床のあり方等を検討するデータについてお答えいたします。平成28年9月24日に第1回西北五地域医療構想調整会議が開催されまして、その中で青森県地域医療構想の概要が示されました。

それによりますと、平成37年における慢性期プラス在宅医療等の患者の医療需要は888床と推計されまして、うち慢性期の必要病床数は245床であり、残りの643床については在宅医療等の対応が必要と考えられると示しておりますが、実際には慢性期の病床稼働率の関係から592人分の在宅医療環境が必要と推計されているようでございます。これは、以前公表されました数値と同数となっております。

この会議はまだ1回目でございます。今後は年次別及び市町村別の分析、推計が進んでいくものと考えております。介護の分野では、在宅医療の受け皿となるべき施設の需要予測を立てながら、市では来年度、平成30年度からの3年間を見据えた第7期介護保険事業計画を策定することとしてございます。この介護保険事業計画では、3年を1サイクルとした事業計画であるため、社会情勢の変化に合わせた軌道修正を加えながら、地域における介護ニーズに対応してまいりたいと考えてございます。

また、市としては、先般認知症の人をみんなで支え合うまちづくり宣言を行い、認知症施策を積極的に推し進めていくこととしております。さらには、西北五市町の介護担当者における勉強会を立ち上げておりまして、新しい事業に向けての研修、各種情報交換を実施するなど、圏域一体となって取り組む環境の構築に努めているところでございます。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 井上議員から学校給食への異物混入についての御質問がありましたので、まず今回の不祥事につきまして、この場をおかりして私のほうからおわびと概略について説明を申し上げます。

本事案は、9月26日と10月24日に市立学校給食センターから提供された学校給食に異物である金属片が混入していたことから、事態を重く受けとめ、早期に原因を解明し、再発を防止する対策の徹底に努めてきましたが、結果として時間が経過してからの公表など不手際が重なってしまいました。この間、市民からもいろいろと御指摘をいただきました。幸い児童生徒に健康被害がなかったものの、一連の判断ミスなどにより安全を確保できないまま給食を提供したことは、痛恨のきわみであり、対応のおくれや認識の

甘さにより、児童生徒及び保護者はもとより議員並びに市民の皆様の信頼を損なうことになり、心よりおわび申し上げます。

主な要因として、異物混入に対する認識が不足していたことのほか、情報伝達がうまくなされなかったこと、またリスク発生時の対応マニュアルがこれまで整備されていなかったことなどさまざま挙げられますが、教育長としてそれらを指示、監督できなかったことを深く反省しております。まことに申しわけありませんでした。

今後は、施設設備の衛生、安全管理の徹底はもとより、職員の危機管理意識の向上や異物混入対応マニュアルの策定など、このようなことが二度と起こらないよう万全の体制を整え、安心、安全な給食の提供に努めてまいります。

御質問の異物混入の経過、原因解明及び事後処理の内容等については、この後教育部長より詳しく説明がありますので、よろしく申し上げます。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 御質問の学校給食への異物混入について、経過、原因究明及び事後処理の内容をお答えいたします。

まずは、経過及び原因究明についてですが、9月26日、五所川原市立南小学校において、職員室の給食の山菜炒めに長さ25ミリほどの針金状の金属片が混入しているのを盛りつけを担当した教職員が盛りつけを行う前に発見し、学校給食センターへ連絡がありました。学校給食センターでは、センター内での混入とは考えず、納入された食材に起因する可能性が高いと誤った判断をしました。この際の対応としては、食材納入業者に対する調査や調理職員への注意喚起を行ったほか、施設内清掃と業者から納入された食材に対する検品体制を徹底することとし、翌日の給食については同一の業者からの納入がないことから、安全な給食を提供できると考えておりました。

その後は、同様の異物の購入は認められませんでした。10月24日に再び南小学校で給食のふきの油炒めへの異物混入が確認され、前回の異物混入時と同じ食材納入業者が同じ食材を納入していたことから、食材に起因する混入であると再度同じ判断を重ねてしまいました。

翌25日午後になり、学校給食センター調理関係エリア内において、混入した異物と同様の金属片が床に落ちているのを発見したことから、学校給食センター内において混入した可能性があるかと判断し、施設内清掃の上、調理職員に対し強く注意喚起をしました。

さらに、27日の午後になりますが、職員が加熱調理設備の真上にある厨房用フードの清掃をしようとフィルターを外したところ、混入した異物と同様の金属片を発見し、厨房用フードにつながるダクトに巻かれた断熱防音材を囲っている亀甲金網の切れ端が厨

厨房フードの連結部分のすき間から落下したことがわかりました。このことから、対策として厨房用フードの中を清掃し、厨房用フードをつなぐ連結部分のすき間に粘着テープを張って、異物の落下混入を防ぐ仮の防護措置を施しました。

さらに、施工業者と改善改修工事の進め方を協議、計画し、11月5日に厨房用フードの連結部分を充填剤で塞ぎ、さらにアルミテープを張る対策を講じております。

また、あわせまして、今回の混入原因となった厨房用フードに限らず、センター内の全施設設備の点検及び清掃も計画的に実施しており、冬休み期間には重点点検を予定しております。

最後になりますが、新センターの稼働から今回の措置が施されるまでの期間において、適切な環境のもと、安全な給食の提供ができなかったことを児童生徒及び保護者の皆様方に深くおわび申し上げます。

○寺田武造議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 御質問の施工業者への対応につきまして、総務部よりお答えいたします。

今回の事案につきましては、市として事態を重く受けとめております。その対応であります。今後の審議によりますが、過失による粗雑工事であると判断される場合には、五所川原市建設業者等指名停止要領に基づきまして措置することとなります。

以上です。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 それでは、順次質問をしていきます。

第1の質問の介護保険サービス縮小の動きについてでございます。市長答弁の中でも国の施策にかかわる財政当局と所掌の厚労省との意見対立の事情が表明をされました。そのことで満足はいたしません。そのことについては引き続きそうした現場の視点、市長が強調されました視点での市の御対応についてお願いをして、それ以上の質問は差し控えます。

ただ、差し控えることとあわせまして、1点だけお知らせと指摘をしておきますと、この事案につきましては私ども社会民主党だけではなく、労働者の組合であります連合青森の西北五地域退職者連合のほうからも、今月中に要請書が市のほうに示されると伺っておりますので、対応方をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、具体的に質問をいたしますので、簡潔な答弁をお願いいたします。まず1点目、軽度者への支援状況についてですけれども、内容についての説明は数値を含めていただきましたので、市としてこの要支援1、2の生活援助サービスは現時点で高齢

者が安全、安心に暮らせるための内容になっているものだと評価をされていらっしゃるのでしょうか。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榊引和雄福祉部長 先ほども申しましたが、要支援1、2の方が利用する訪問介護サービス及び通所介護サービスにつきましては、これまで全国一律の基準によって実施されていましたが、介護保険法の改正によりまして、全ての市町村において平成29年4月までに地域支援事業、つまり市町村事業に移行されることになってございます。これによりまして、訪問介護サービス、通所介護サービスを含む介護予防事業を市町村独自の基準で行うことができるようになります。

当市の現状を考えますと、高齢化率の上昇に加えまして、高齢者の単身世帯や高齢者だけで生活している世帯も増えております。また、認知症高齢者も増加傾向にあるなど、従前の介護サービスだけではこれからの対応が難しくなるとの予測から、認知症施策の充実、発展のほか、地域資源を生かした見守り体制の構築や地域の実情に即した多様なサービスを創出していく必要があると認識しており、高齢者の安全、安心な暮らしを支えることができるような施策を実施したいと考えてございます。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 一問一答ですから、2番目に改善点をお伺いするつもりだったんですけれども、今お示しになったところで改善をしていくという理解でよろしいんですか。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榊引和雄福祉部長 今答弁したほかに、平成28年3月1日に既に訪問介護サービスと通所介護サービスを地域支援事業に移行しておりますが、現時点では従前の介護予防の訪問介護サービス、通所介護サービスのみを実施しておりまして、多様なサービスの実施につきましては、現在五所川原市介護予防・日常生活支援体制整備推進協議会で検討中でございます。よりよいサービスを提供できるように検討してまいりたいと考えてございます。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 引き続きの内容改善と改善点を積極的に発掘をして、改善点については市民にとって満足できる内容に変えていくと、そういうことを要望しておきます。

それから、介護保険サービス縮小に反対する視点及び立ち位置についてお伺いしました。市長の見解が出ましたけども、先ほども述べましたけども、これはあらゆる場、あらゆる方々から財務当局の判断に対して現場からの意見が高まっている事案でもござい

ますので、市として積極的な対応を今後されていくことを要望して、第1の質問については終了いたします。

続いて、第2の質問でございます。地域包括ケアと地域医療連携の考え方について基本的な認識が示され、それは一致をしているものであります。したがって、新たな項目の追加はございません。

それから、そのことにつきましては答弁にもありましたけども、介護場面の担当者の方と医療場面の担当者の方の協議が重要な鍵となっていきます。そこで、先ほどの答弁に重なりますが、例えば弘前等ではケアマネジャーと医師会との意見交換の状況なども先進的な進みとしてあるように伺っています。先ほどの答弁以上に当市で先進的にこのことについて具体的に進めている事例で追加することがございましたら、教えていただければありがたいです。なければ結構です。

○寺田武造議長 福祉部長。

○櫛引和雄福祉部長 現状のところ、先ほどの答弁だけでございます。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 それでは、答弁内容に従いまして8点ほど、実は国はあと1年半でこれやんなさい、これやんなさい、これやんなさいって、8つほど具体的な事項を挙げておりますので、1点ずつお尋ねをする予定でしたけども、基本的なスタンスは了としますので、質問はいたしません。

といいますのも、実は告示までをして、これやりなさい、計画出しなさいと表明をしていました厚労省みずからが仕切り直し宣言を先月の28日に行ってしまいました。これまでの告示から変えまして、内容的には重なるんですけども、医療の県と介護の市の公の協議の場を新たに設置するシフトを国のほうがつくって、そのメニューを改めて告示、修正をするそうでございます。そうした意味では、そのことに鑑みますと、先ほどの答弁にありましたように、当市の問題意識を従前以上に強めていただき、進捗の推移を見守りたいと思いますので、新たな質問はございません。よろしく御指導のほどをお願いいたします。

ただ、この地域包括ケアと地域医療連携の問題、もちろん高齢にかかわる問題がクローズアップされておりますけれども、福祉全般にかかわる問題でもございます。そういった意味では、短命県返上の問題が私はこの課題では避けて通れないと思っています。

そこで、教育長に質問をいたします。短命県返上の健康教育の実施について質問いたします。何より、青森県や当市の短命県克服課題を忘れることはできません。実は弘前大学のセンター・オブ・イノベーションSTREAM、文科省の構想の事業が弘大で入

っております。10年後の理想的な社会実現を目指した研究が進められておりまして、その事業の一環として当県内でも教育委員会やむつ市などと連携をした健康づくりの健康教育が進められておりますけども、このことについて本市でも関心を持っていただきたいと願っておりますが、教育長の御見解を伺います。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 本市における健康教育に対する取り組みについてお答えいたします。

小中学校の健康教育については、学習指導要領に規定されており、各学校ではこの学習指導要領に従って、学校における食育並びに体力の向上、安全及び心身の健康の保持増進に関する指導について、各教科の指導計画や学校保健、安全指導計画、食に関する指導計画を立て、各学年に応じた健康教育を系統的に指導しているところでございます。報道等によりますと、黒石市やむつ市では小中学校と弘前大学が連携し、短命県返上に向けた健康づくりの大切さを学ぶ取り組みがモデル的に実施されております。これは、小中学校の早い段階から健康教育を充実させることを狙いとしており、大切な取り組みであると感じております。

当教育委員会としては、各学校における健康教育の取り組みの中で、青森県や当市の短命県克服の問題等を取り上げるなど、より身近な健康づくりの事例として、効果的に行われるよう計画訪問等を通じて指導主事のほうからいろんな事例を紹介しながら、それぞれの学校にとってはまた弘大と連携する、そういうふうな取り組みもこれから出てくるのではないかな、こちらのほうも積極的に進めるような方向で検討していきたいと思っております。

以上です。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 まず、関心を持って現在進めている事業についてもより強めていただきたいと思えます。ただ、1点だけ、子供たちが「青森県、平均寿命短いんだよ」と言われたとき、どうせもうおじいちゃんになって、あと何年で死ぬか余り関係ないやという誤解をしている子供たちが、「いや、平均寿命の計算というのはそうではないんだよ、何十代、何十代、何十代のときに、あと何年生きられるということなんだよ。つまり年とってからのおじいちゃん、おばあちゃんの話でないんだよ、あなたたちの話なんだよ」と言う目が輝くわけです。そういう観点を当市でもやられているとは思いますが、弘前大学ではいかに企業や教育現場でそういった今の青森県での短命問題を克服するかという事業に積極的に文科省の支援も受けて取り組んでおりますので、活用していただきますよう御検討をお願いします。

次に、3番目の学校給食への異物混入についてお伺いをします。詳細な説明がなされました。そこで、説明していただいてわからなかった点について何点か順次1問ずつ質問をしていきます。

マニュアルの問題が先ほど部長から報告をされましたが、当然衛生管理マニュアルはあったと思うんですけども、衛生管理マニュアルではなぜこの事態を防げなかったんでしょうか。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 ただいまの質問にお答えします。

衛生管理マニュアルにつきましては、当市ではノロウイルス等感染症、食中毒を起こすと思われるそういう感染症に対する対応についての食品と衛生面のマニュアルとなっており、今回のような異物混入への対応は規定してございませんでした。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 今ホームページ見ますと実にヒットします。全国で学校給食への異物混入事件が頻発をしていると言っても過言ではありません。よって、多くの自治体でよく言われる異物混入対策マニュアル、あるいは学校給食における危機管理マニュアルという、そういう形の対策をとっている自治体もございます。そういう問題意識がなぜ本市ではお持ちにならなかったのか、御見解があったらお伺いします。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 議員御指摘のとおり、多くの自治体においては異物混入に係る対応マニュアルを策定しております。当市において未策定だったことは、深く反省しております。

御承知のとおり、五所川原市における学校給食、昭和43年に始めております。旧給食センターが閉鎖されるこの1学期末まで、異物混入マニュアル、危機管理マニュアルは持ち合わせていなかったわけですが、そういったことが新給食センターに引き継がれた後も非常に落とし穴があったということを確認しております。

当市の異物混入マニュアルにつきましては、素案を作成しております。現在は、市内小中学校等の意見を取り入れながら最終の調整を行っている最中でございます。マニュアルの完成時期といたしましては、今月の中旬ころを目指して作業を進めているところであります。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 策定期間もお話をされましたけれども、本年中に策定する計画だということで理解してよろしいんですか。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 年内、いわゆる今月中です。普及啓発については、3学期に入って全学校、それから全保護者の方々にもその混入マニュアルの概要をお伝えしてまいりたいと考えております。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 私は、ささいな事例ではないという理解をしておりますので、あえてお伺いをしますけれども、関係法規上の対応について2つ質問いたします。

関連法規とは、第1に学校保健安全法、第2に学校給食法及び学校給食衛生管理基準でございます。今回の事件は、1点目でございますが、学校保健安全法第26条及び第29条に定める危険等発生時対処要領での対応事件に相当するのか、するとすればその適用方についての説明を求めます。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 ただいまの御質問にお答えします。

学校保健安全法に規定する危険等発生時対処要領につきましては、学校施設内での事故、不審者等による加害行為及び災害などへの対処を定めており、市内全ての小中学校において策定されております。このため、今回のような学校給食への異物混入時の対処については含まれていないと解しております。当該要領での対応事件には相当しないものと考えております。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 2つ目ですけれども、今回の事件は学校給食法第9条に定めます学校給食衛生管理基準によります共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅延なく、その改善のために必要な措置を講じることが義務づけられているものでございます。

先ほどの説明で詳しくありましたけれども、この基準に基づき改善のために必要な措置について、文科省通知におきましてはなかなか全国でも多々発生をしております。実は学校現場あるいは給食センター現場あるいは県レベルで非常に対応が曖昧、ばらばらでありますので、法の趣旨の徹底ということが強調されておりますので、そのことに関して御見解がもしありましたらお知らせをお願いします。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 学校給食法に係る改善のために必要な措置についてであります。

まず、食材納入業者に対する調査を行い、同時に検品、調理、盛りつけ過程におけるチェック体制の強化を図りました。次に、異物混入の原因が判明した際には、異物落下

を防ぐための防護措置を行い、同様の事故を防ぐため、広く充填剤処置及びアルミテープ処置を施しております。加えて、センター内の全施設・設備の点検及び清掃も計画的に実施しており、これらが改善のために必要な措置であると考えております。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 法に基づいて適正な措置がとられているとは理解をいたしました。ただ、重ねて確認をしておきますけれども、今述べました基準に基づきますと、第3、調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準の調理過程の留意事項といたしまして、調理時においても食品中の異物混入及び調理中の異物混入に注意することと明記をされていますので、このことは重ねた強調になりますけれども、御留意をお願いしたいと思います。

そこで、まだ私は終了はいたしていないと思っております。一体この事件の原因は、学校給食センターの設計にあったのか、あるいは施工にあったのか、あるいは管理する五所川原市学校給食センターの瑕疵にあったのか、究明をされねばならないと考えています。現時点での説明をいただきました。私は、この事件が発生して情報を得た直後に発生現場を視察をし、学校給食センター長からの説明を受けた上で、事件発生に至る仮説を検討してみました。いろいろ検討しましたが、私の結論は事件発生の原因は工事施工における瑕疵によるものだということです。事件そのものの発生については、不幸な偶然が何回も重なったことによりますが、本来あってはならないすき間があいたという全く初歩的な瑕疵がもたらした単純明快な事件だと考えています。

よって、施工業者には厳正に対処しなければなりません。幸い児童や職員は食べ物として飲み込む前に気がつき、大事には至りませんでした。先ほど部長からもありましたように、今回の事件以外に何ほどかの塵芥がこのすき間から排出をされ、学校給食に混入する可能性が考えられるわけです。

そこで、確認の意味で質問しますけれども、新学校給食センターの操業は事件発生までに何日間であり、この不幸な調理釜への工事くずの落下という事態が発生をして調理物に混入し得る機会は、学校給食の調理において何食あったのでしょうか、説明を求めます。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 お答えします。

新学校給食センターの本格的な稼働は、2学期開始の8月22日からであります。直前に行われたリハーサルから今回の異物混入の防護措置がなされた10月27日までの間に、給食の提供は49日間行われておりまして、その間に対象となる児童生徒、教職員に

対し、約15万1,000食提供されております。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 給食ですから、当然昼の1回です。49回のうち2回この事件が発生した、この率を高いと見るか、少ないと見るかは、今後の市の御判断にまつところでありますけれども、私は総務部長より現在の市の審査といたしますか、検討判断状況の報告を受けたことについて意見を述べたいと思います。

作業中ということですが、急いでもらわねば困ると考えております。といたしますのは、五所川原市建設業者等指名停止要領措置基準別表ですが、措置要件2の過失による粗雑工事に該当すると考えています。その内容は、市発注の工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるときに当たると私は判断をしています。括弧書きで、瑕疵が軽微であると認められるときを除くとありますが、私は先ほどから説明をいたしましたように、決して軽微ではないと感じております。よって、指名停止の期間は、指名停止要領別表では当該認定をした日から1カ月以上6カ月以内と定められております。市当局による今後の判断を注視をしていきたいと考えております。

このように、私は当該業者に対しては厳正な措置がされるべきと考えていますことを述べまして質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○寺田武造議長 以上をもって井上浩議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時41分 休憩

午後 1時02分 再開

○寺田武造議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、成田和美議員の質問を許可いたします。7番、成田和美議員。

○7番 成田和美議員 一登壇一

7番、至誠公明会の成田和美です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

早速ではありますが、今回この場で述べさせていただきたい質問の要旨となるもの、それは未来の子供についてです。私も子を持つ親の一人として、五所川原市の未来がどうなっていくのか、市民の皆様と同様に不安に駆られることがあります。そこで、この場をかりて質問させていただき、答弁の内容によっては提案をさせていただきたい、そう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、冒頭不安という言葉を使いましたが、なぜ不安なのかというと、やはり全国的に見て出生率が大幅に低下し、高齢化比率は着実に上昇しているという現状にあります。ここ五所川原市においてもそうでしょう。むしろ全国的に見ても、少子高齢化の加速するスピードは速いのではないかとさえ感じております。

内閣府が発表している少子化社会対策白書を見ると、少子化は結婚に対する意識、出産に対する意識、未婚化、非婚化の進行、晩婚化、晩産化の進行、若い世代などの所得の伸び悩み、就労形態などによる家族形成状況の違い、依然として厳しい女性の就労継続、子育て世代の男性の長時間労働などが原因とされています。少子高齢化の結果、労働力人口の減少につながり、社会保障分野において現役世代の負担が増大し、経済面への影響や子供の数の減少による子供同士、特に異年齢の子供同士の交流の機会の減少、過保護化による子供の社会性が育まれにくくなるなど、子供自身の健やかな成長への影響を及ぼすといった少子化の影響としては家族の変容などに関しては意見が分かれるものの、おおむねマイナス面の影響と考えられる指摘が多くありました。これでは、子育てをする親御さんが現在及び将来の社会に対して不安感を抱くのは当然のことです。

国の少子化対策推進基本方針に基づき、五所川原市でも仕事と子育ての両立、安心して子育てができるようなさまざまな環境整備を進め、子供の成長と子育て家庭を支援する社会を目指す少子化対策を行ってきたのだと思いますが、社会問題はさまざまな要因が重なり合って、ますます深刻化しているように思います。

そこで、お聞きします。まず1点目、合併後の五所川原市の出生率と高齢化比率の推移を教えてください。

そして、2点目として、少子化の原因とされる結婚に対する意識、出産に対する意識、未婚化、非婚化の進行、晩婚化、晩産化の進行、若い世代などの所得の伸び悩み、就労形態などによる家族形成状況の違い、依然として厳しい女性の就労継続、子育て世代の男性の長時間労働など、これらの要因に対してどのような対策を講じているのか。講じているのならば、その対策と進捗状況を、抱える課題を示していただきたい。これは、関係する各部長さんから答弁をいただきたいと思います。それを踏まえ次の質問をしますので、よろしくお願いします。

次に、いじめ問題についてです。今年県内でいじめを理由とした自殺が2件ありました。将来ある子供たちの尊い命を失いました。私も子を持つ親の一人として、本当に胸が痛みました。亡くなられた生徒、御家族様には心よりお悔やみ申し上げる次第でございます。

さて、いじめについては、新聞報道等でいろいろな情報が出ておりますが、現代のい

じめは相当陰湿なもので、特にソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSと言われるパソコンや携帯を使ったグループによるいじめが大きく取り上げられております。この現代のいじめが全国に蔓延し、社会で問題となっている不登校やひきこもり、自殺といった問題の引き金になっています。

御存じでしょうか。青森市の亡くなられた生徒の御遺族が報道でこのように申し上げておりました。「先生方の対応に不満はありません。納得いくまで調べると言ってくれています。遺書を公開したのは、いじめをなくしたいというのが娘の願いだからです。子供が命を絶つという現実があることを知ってほしいです」、そう言っておりました。この言葉を私たちは重く受けとめ、これからの教育行政に生かしていかなければなりません。

そこで、質問ですが、五所川原市教育委員会としていじめを確認した場合、どのように対応していくのか。それについて、市、学校、PTA、地域を含め、どのように組織づくりをし、どのように連携していくのか、あるいはしているのか、お答えください。

以上、壇上での私の質問を終わり、御答弁によりましては自席で再質問、意見、要望等を述べさせていただきます。よろしくお願ひします。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○長尾孝紀教育長 ただいまの成田議員の質問にお答えします。

いじめ未然防止について、まずどのような対策をとっているのかについてお答えします。いじめ問題が深刻化し、児童生徒が自殺をしようとする重大事態に発展しないよう、いじめが明らかになった場合にはさまざまな対策を講じております。

その一つが学校の体制整備です。いじめを受けた児童生徒に対して、学級担任等一部の教師のみが対応するのではなく、学校全体で組織的に対応するよう、学校いじめ防止対策委員会の積極的な活用を指示しております。さらには、スクールカウンセラーを活用し、いじめの被害者はもちろん、加害者の心をケアするとともに、保護者との連携を強化しながら、いじめの早期解決に努めております。

2つ目が教育相談の充実です。各学校においては、定期的に全児童生徒に対して面談を含めた教育相談を実施しております。また、いじめアンケートや児童生徒の訴えなどがあった場合は、早期に解決に向けて複数の教職員で対応に当たっております。また、児童生徒、保護者がいつでもいじめ等の相談を行えるよう、子ども110番を設置しております。

3つ目が学校と関係機関等の連携です。いじめの情報を警察、児童相談所等の関係機関と共有し、必要な対応を連携しながら講じております。例えばいじめによる暴行や傷

害に当たる場合に警察と連携して被害児童生徒を守るなど、いじめ問題が深刻化する前に関係機関との連携強化に努めております。教育委員会としては、県教育委員会、各学校及び児童相談所、警察等関係機関との連携を強化し、いじめ問題が深刻化しないよう積極的に取り組んでおります。

次に、いじめ問題の取り組みについて、P T A とかの連携はどのようにしているかということにお答えします。いじめ問題は、学校だけで解決できる問題ではありません。学校、家庭、地域が一体となって取り組むことが必要です。いじめの未然防止やいじめの解消に当たっては、とりわけ児童生徒の保護者のかかわりが大切です。学校とP T A 等の連携が今後ますます重要になってきております。

こうしたことから、五所川原市及び教育委員会では、昨年度からいじめ防止対策事業の一環として青少年健全育成フォーラムを開催しております。このフォーラムは、青少年の健やかな成長を市全体で支える風土を醸成することを目的に、五所川原ライオンズクラブと共催のもと、広く市民に参加を呼びかけ実施しております。今年は8月に開催し、児童生徒、学校関係者、保護者、関係機関の方々およそ300人の参加をいただき、このフォーラムではいじめ防止の取り組みについての学校の発表、それからいじめゼロ宣言の発表などがありました。こうした学校、子供たちの取り組みを理解していただき、P T A としていじめ撲滅のためにできることを考えていただくきっかけになればと期待しております。

また、P T A 活動の一環で、いじめ問題にかかわる講演を企画している学校、保護者にいじめ等にかかわるアンケートを実施している学校、いじめ問題の状況について積極的に家庭に発信している学校などもあります。P T A と学校が連携して、いじめ問題に対峙するためにも、お互いが情報を共有し合い、協力して取り組むことが大切です。そのためにも、保護者、地域に信頼される学校づくりのため、今後も学校支援に努めてまいります。

○寺田武造議長 民生部長。

○工藤 仁民生部長 当市の出生率と高齢化率の状況についてお答えします。

出生率は、人口動態調査において、出生数の人口に対する割合で、人口1,000人当たりの出生数となっており、当市の出生率は平成17年合併時の年度末時点での総人口6万3,859人に対し、出生数は437人で6.8となっております。

また、直近の過去5年間の出生率は、平成23年度が5.8、平成24年度が6.3、平成25年度が5.8、平成26年度が5.5、平成27年度が6.0となっており、各年度での増減は多少あるものの、合併時より低下している状況となっております。

次に、高齢化率は65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合ですが、当市の高齢化率は合併時の年度末時点での高齢者人口は1万5,379人で24.0%となっております。

また、直近の5年間の高齢化率は、平成23年度が27.5%、平成24年度が28.3%、平成25年度が29.0%、平成26年度が30.1%、平成27年度が31.2%となっており、高齢化の進行により年々上昇している状況となっております。

以上です。

○寺田武造議長 福祉部長。

○櫛引和雄福祉部長 少子化問題につきまして、福祉部のほうから、働く女性に対する子育て支援事業について答弁させていただきます。

市では、子育てをしながら働く女性を含め、地域全体で子ども・子育てを支援するため、五所川原市子ども・子育て支援事業計画に基づく各種事業を実施してございます。

具体的には、妊娠された方には妊婦健康診査の助成、出産された方へ保健師が訪問し相談に応じる乳児家庭全戸訪問、養育支援が特に必要な家庭への訪問を実施しているところであります。

また、子育てについての相談や交流ができる地域子育て支援拠点事業を市内11カ所で実施しており、教育、保育施設に入所した際には、一時預かり、休日保育、延長保育などの利用ができるほか、今年度新たに病後児保育事業を実施することで、保護者のさまざまな保育ニーズに対応しております。

さらに、子供たちの居場所づくりを行うため、市内全小学校区に放課後児童クラブの開設、ファミリーサポートセンター事業ではより細かなサービスに対応できるよう、日々アドバイザーが会員相互の利用調整を行っております。

今後も、子供及び子育て世帯に必要な支援を行い、一人一人の子供が健やかに成長することができるよう、継続的な支援を推進していくことで、安心して子育てできる環境の整備に努めてまいります。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 晩婚化への対策についてお答えいたします。

当市では、結婚支援に関する市民ニーズの高まりを受け、未婚化、晩婚化等に対応する取り組みとして、今年度10月からごしょがわら縁結びサポート事業を実施しております。

具体的には、新たな出会いの機会を創出するため、五所川原圏域の結婚を希望する独身男女を対象とするマッチングシステム、ごしょがわら縁結びサポートセンターを運営し、結婚を希望する方々が会員として御自身のプロフィール情報を登録し、異性のプロ

フィール情報を閲覧しながら、会ってみたいお相手とのマッチングを応援するものであります。

また、地域全体で結婚を応援する仕組みづくりとして、身近な独身の方々の結婚を応援していただく縁結びサポーターの養成を図るとともに、結婚を希望する男女の意識改革を支援するセミナーや地域資源を生かした婚活イベントを開催するなど、結婚に関する男女の希望を実現すべく支援を行っております。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 少子化がもたらす社会問題への対策の中の子育てしやすい職場環境を整備するための施策についてお答えいたします。

女性の社会進出に伴い、子育てしながら働き続ける女性が増加する一方、仕事と家庭を両立できる職場環境が全ての事業所において整備されているとまでは言えないのが現状でございます。

このような中、国としては男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の法整備を図るとともに、子育てと仕事の両立に取り組む事業主に対し、従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援する両立支援等助成金や非正規雇用労働者の企業内での正社員化、人材育成、処遇改善を実施した事業主に対するキャリアアップ助成金、また子育てサポート企業として認定された企業に対しては、事業所内の保育施設または授乳コーナーなど次世代育成支援に資する一定の資産について税制優遇措置を講じるなど、子育てと仕事を両立できる職場環境づくりに努めているところであります。

しかし、現在市が企業に対して直接実施する施策は展開しておりませんが、少子化対策という喫緊の課題に対応するため、国が推進する法律や制度の周知を図るとともに、他市の先進事例も参考にしながら、女性が仕事にやりがいを持ち、生き生きと働き続けられる環境の整備に努め、全ての子育てする男女が安心して働くことのできる社会の実現を目指してまいります。

○寺田武造議長 7番、成田和美議員。

○7番 成田和美議員 御答弁ありがとうございました。いろいろ御答弁いただいて、また2回目ということであれなんですけども、ちょっと質問させていただきます。

結婚に対する意識、未婚化、非婚化、晩婚化に対しては、先ほど財政部長のほうで申し上げましたが、ごしょがわら縁結びサポートセンターが開設されたことで、婚活に一役買うかもしれませんが、何か利用率が低いということをちょっと耳にしたので、その辺現状どのようになっているのか、ちょっとわかる範囲でお知らせください。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 ごしょがわら縁結びサポート事業、今年度から開始したわけですが、この対象は、考え方ですけども、国立社会保障・人口問題研究所でおおむね5年ごとに調査している調査がございまして、適齢期男女の結婚意向調査という調査を5年ごとに実施しております。対象は、18歳から34歳までの方を対象にしているものですが、その中の調査の結果を見ていきますと、1年以内に結婚したいと、それからまた理想の相手ならしてもよいというお答えになっている方は、2014年の調査で男の方が51.1%、それから女性の方が58%という高い数字がございまして、この結婚の意思のある方々をターゲットに実施しているのがごしょがわら縁結びサポートセンターになります。現在登録者は38名いらっしゃいまして、結婚の意思はお持ちですんで、もう現在3組の方が連絡をとり合って、ある意味いい結果が動き出しているという状況がございまして。

また、国立問題研究所の中で、まだ結婚するつもりがないというお答えをいただいている方が、男であれば47.4%、女性であれば40.5%の比率がありますので、この方が結婚に向かっていく対策としてとらせていただいたのがスキルアップセミナー、それからあと体験交流型婚活イベントを実施させていただいております。

利用率が低いというお話が出たのは、12月2日に実施しましたスキルアップセミナーがございまして、やはり応募される方が非常に少ないという状況がございました。今年度スキルアップセミナーも12月に2回、1月に2回、それから2月に1回、計5回を予定しております。それからあと、体験交流型婚活イベントに関しては、11月23日に金木の施設を利用して実施してございまして、やはりそちらのほうも非常に利用者が少なかった状況にあります。

国立社会保障・人口問題研究所の調査の結果でいけば、現時点ではまだ結婚するつもりはないというお答えですけども、その部分にある潜在的意識の部分には、やはり結婚というものに必要性または魅力を大きく感じていらっしゃらない方が多くいらっしゃるのではないかと、その部分が今回のスキルアップセミナー、または体験交流型婚活イベントの関係の参加者が少ないという状況ではないかなというふうに考えてございまして。

今年度急遽起こして、周知がうまくいっていないところもありますので、これからPRしてこの参加を見ていかなければならないというふうに考えておりますけども、やはり今年度の結果を見て、来年度以降の対策はもう少し違う形のことでも検討しなければならないのではないかというふうに考えてございまして。

結婚に対する意識の関係は、大分今の方々に対して意識的な部分が大きく変わってき

ていることもございますので、やはり長く続けていくことが大きな効果を出す結果になるのではないかとこのように考えてございます。

○寺田武造議長 7番、成田和美議員。

○7番 成田和美議員 ありがとうございます。

それから、出生率がなかなか伸びていかない背景にはさまざまな要因があり、それに対しては先ほど御答弁いただきましたが、それを踏まえて子育て支援、母親支援対策は今後どのように変えていけばいいのか。

それに加えて、子育てをしながら就労するための条件等をサポートしていけるような体制づくりができる企業を五所川原市として育てていくことも大事であると考えています。これを踏まえ、市としてどのように企業への働きかけをしていくのか、この2点について市の考え方をお聞かせください。

○寺田武造議長 福祉部長。

○櫛引和雄福祉部長 子育て支援につきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、子供及び子育て世代に必要な支援、今後どのようなことがあるかというのをさらに考えまして、一人一人が健やかに成長できるよう、そのような対策を十分検討してまいりたいと考えてございます。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 先ほども答弁しましたけども、国の制度はいろいろございます。

ただ、内容がすごく細かくて、いろんな事業ございます。その辺を企業のほうに説明会なり開いて、ぜひ活用するように、それと先ほども答弁しましたけども、先進地の事例、市独自の事業もこれから検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○寺田武造議長 7番、成田和美議員。

○7番 成田和美議員 ありがとうございます。各部で対策は講じられているのはわかりました。しかし、それを縦割りに考えるのではなく、各部で組織づくりをするなどきちんと連携して、この五所川原市の将来を担う子供たちに起きている社会問題、少子化問題について真剣に取り組んでいただきたいと、そういうふうをお願いいたします。ありがとうございます。

次に、いじめについてですが、これは質問しません。要望等で終わりますので、よろしくをお願いいたします。決してマニュアルどおりには解決できない心のケアが最も大事だと考えます。そのためには、迅速な対応が可能な体制を整え、かつ全ての教員が心のケアをすることができる教育現場の充実を望みます。

五所川原市の未来、子供の明るい未来を守るためにも、いじめ撲滅に向けて教育局

でしっかりと考えていただくことをお願いを申し上げて質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○寺田武造議長 以上をもって成田和美議員の質問を終了いたします。

次に、25番、平山秀直議員の質問を許可いたします。25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 一登壇一

至誠公明会の平山秀直でございます。平成28年第5回定例会に当たり、通告に従って一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、学校給食センター異物混入問題について、その対応策についてお伺いいたします。五所川原市立南小学校で9月と10月の2回にわたり給食に金属片が混入していたことがわかり、市教育委員会が11月10日に発表、8月に新設された学校給食センターの施工不良が原因と見られ、けが人はなかったといたします。

市教育委員会によると、9月26日、副菜に25ミリほどの金属片が入っているのに教員が気づき、10月24日には児童が口にした副菜に15ミリほどの金属片が再び入っていた。その後、給食センターで炒め物をする釜付近で同様の金属片を発見。換気扇に施工不良があり、工事が出た金網の切れ端が釜に落ちていたと見られるとあります。

給食センターは、市内13校に毎日約3,700食を提供、換気扇は既に補修を終えたと説明してあります。異物混入から発表まで1カ月以上かかったことについて、同センターの次長は原因究明に注力していたが、危機管理対応に不備があったと発表いたしました。

そこで、改めてお伺いいたしますが、この事件の原因、今後の対応策についてどのように考えているかお伺いいたします。

続いて、第2点、いじめ問題についてであります。黒石市の写真コンテスト問題が、自殺生徒が写った写真への賞取り消しが撤回されて一段落しました。しかし、肝心のいじめがあったのかの原因究明は、なかなか進んでいないようであります。黒石市長は、会見で一旦取り消した理由について、青森市教育委員会がいじめの調査中だったとして、氏名や写真が公表されていない中、公の場に出すのはいいのかと考えたと説明いたしました。しかし、なかったことにする、排除するという考え方がさらにいじめにつながる、生徒は亡くなった後もいじめられたなどと不満がくすぶっております。

一方、そもそも青森市教育委員会がいじめの有無をなかなか示さないことが一番おかしいのだと指摘する向きもございます。青森市教育委員会の教育長は、9月1日、いじめの可能性は濃厚だと認め、7日に第三者委員会を設置しました。青森県警も生徒らから事情聴取するなど、調査に乗り出しております。しかし、ほぼ同じ時期に自殺した別の中1男子生徒について、青森県東北町教育委員会が9月12日、いじめがあったと断定

までしております。青森市教育委員会は、いつになったらいじめの有無を示すのでしょうか。市教育委員会の指導課は、今年度内にも最終報告をまとめると明らかになりました。東北町に比べておこなっていることについて、調べなければならないなど状況が違うことを理由に挙げております。

そこで、いじめはいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれがあります。よって、その行為は決して許されるべきものではございません。いじめられている生徒がいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。いじめを防止するためには、市民全員が子供のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、子供みずからも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

五所川原市は、いじめ防止対策推進法及び青森県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進するため、五所川原市いじめ防止基本方針を策定しております。五所川原市いじめ防止基本方針では、いじめの防止などの取り組みを市全体で円滑に進めていくことを目指し、全ての子供の健全育成及びいじめのない子供社会の実現を方針の柱としています。

そこで、このたびの浪岡中2年のいじめの問題について、当市ではどのように受けとめ、その対応策をどのように認識、考えられているのかお伺いいたします。

次に、第3点、山王坊遺跡の国指定遺跡についてお伺いいたします。文化審議会は、山王坊遺跡が十三湊遺跡や福島城跡などと一体となって中世的な景観を構成し、京都との交流を具体的に示している点も国史跡の指定理由に挙げております。

また、市長は、大変喜ばしいことであり、学術的にも観光資源としても地域の貴重な財産として啓発普及に努め、たくさんの皆様方に来訪いただくことを願っておりますとコメントを寄せられました。

そこで、お伺いいたしますが、今後どのように普及啓発に努め、観光資源としてたくさんの方々に来訪していただくための手だてをどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、通告の第2点目は、五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況と今後の展開についてお伺いいたします。政策分野の1、若者の定住促進政策、若者の就業・起業創造プロジェクトについてでございますが、若者が農林水産業を職業として選択することを促進するためには、生産基盤の整備のほか、農林水産物の付加価値化や他

産業との融合、新たな販路拡大などへの取り組みが重要であります。生業として魅力ある農林水産業の振興と合わせて、認定農業者や新規就農者などの次代の担い手の確保に向けた各種支援の充実を図る必要があります。

また、市内の中小企業や個人事業主に対し、関係機関と連携しながら講習会などの経営改善支援を行い、本市の強みを生かした地域産業の活性化による雇用創出を促進するとともに、若者の職業能力開発などへの支援による人材育成や起業に関する情報提供や相談体制の充実など総合的な支援の充実により、みずから雇用を生み出す起業を促し、若者の働く場の確保と本市での就業促進が必要であります。さらに、教育機関と企業が連携し、企業が求める人材の育成や資格取得に向けたキャリア教育につなげるとともに、中高生が市内事業所で見学や研修をして就業イメージを持つことができる機会の充実を図る必要があります。

そこで、第1点ですが、創業等支援施設管理業務事業、U・I・Jターン雇用促進奨励事業の進捗状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

第2点は、快適居住環境整備プロジェクトについてでございますが、若者を初めとする居住希望者に暮らしの場として本市を選択してもらえよう、移住者の受け入れ環境の充実や経済的負担の軽減など、移住者向けの優遇施策を行うとともに、本市で暮らすことの魅力を効果的にPRするため、関係機関などと連携しながら情報発信の拡充を図る必要がございます。市民にとっても移住希望者にとっても、住んでみたい、住み続けたいまちづくりの確立に向け、子育て支援や外部人材の導入など、戦略的に分野横断的な取り組みをする必要があります。

そこで、子育て世帯移住促進事業の進捗状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、政策分野、交流倍增政策の観光誘客・おもてなしプロジェクトについてですが、観光資源の整備、充実を図りながら、着地型観光のモデルコースの設定や観光ガイドの育成など、本市の特性を生かした新たな魅力づくりと積極的なPRを努める必要があります。国史跡十三湊遺跡など歴史的価値の高い文化財を確保し、市内外のさまざまな世代に対して文化財の積極的な情報発信に努めなければなりません。

青森市や弘前市、西北地域などとの連携を図り、津軽半島、奥津軽を一つのゾーンとして捉える広域エリア観光を推進し、津軽地域特有の気候風土や文化などを体験できる回遊性のある通年型観光の推進を図るとともに、北海道新幹線の開業をしっかりと見据えた道南エリアとの広域連携を推進する必要があります。また、全国的な知名度を誇る津軽鉄道のストーブ列車や雪国の地吹雪体験のほか、冬の観光につながる観光資源の創

出やイベント開催を行い、四季を通じた観光誘客をする必要があります。

そこで第1点は、市連携津軽広域観光プロモーション事業の進捗状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、産業・ビジネス交流プロジェクトについてであります。地域特産品などのPRや東京圏などの企業と市内企業との交流連携機会の創出を図るなど、企業間連携や新たなビジネス展開を促進するとともに、本市へのビジネス用途による来訪者の拡大につなげなければなりません。地域の未利用資源を生かし、地元農家による農業指導などを受けながら、中長期滞在や農業を行うことができるグリーンツーリズムなど、農業を通じた体験交流活動を進めている団体などと連携を図り、本市の農業における強みを生かした受け入れ態勢の整備が必要でございます。また、産学官の連携を強化し、地域の強みを生かした新たな産業の創出や新商品の開発、販路開拓などの支援を推進する必要があります。

そこで第2点目、ふるさと名物通販事業の進捗状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

最後に、政策分野、元気・健康づくり政策、食育・生活習慣改善プロジェクトについてでございますが、がんや生活習慣病などの早期発見、早期治療を推進するとともに、健康や疾病予防についての正しい知識と意識啓発を図ることで、市民の健康意識の向上を図り、健康の保持増進につなげていかなければなりません。また、早期発見、早期治療に結びつける方策として、特定健康診査の受診率向上に加え、特定保健指導の充実を図る必要があります。子供のころから健康に対する意識や教育を高め、健康的な生活習慣を身につけるための取り組みを推進する必要があります。また、地域における自主的な健康づくり、食育活動を推進するため、食育推進リーダーなど専門的人材の活用を図るとともに、市民の積極的な活動への参加を促進する必要があります。

そこで第3点、健康宣言事業、健康診査事業の進捗状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

以上で質問を終わりますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの平山議員にお答えいたします。

国が示したまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方や、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の政策5原則を基本として、昨年10月に五所川原市まち・ひ

と・しごと創生総合戦略を策定し、政策の柱として、若者の定住促進政策、交流倍増政策、元気・健康づくり政策の3つの政策分野を掲げ、それぞれの政策に結びついた事業を政策パッケージとして実施しております。

個別の事業の進捗状況につきましては、関係部長から説明いたしますが、これらの総合戦略に関連する事業の効果検証に当たっては、重要業績評価指標等に基づき、担当課及び人口減少対策庁内プロジェクトチームでの事業評価とともに、五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議において、外部有識者からの意見をいただき、より効果的な事業実施に向けて取り組むこととしております。

今後も喫緊の課題であります人口減少対策として、社会経済情勢の変化を見きわめ、本市にふさわしいまち・ひと・しごと創生に取り組んでまいります。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 当市のいじめに対する認識と取り組みについてお答えいたします。

まず、いじめについては、誰にでも、どこでも起こり得るという認識のもと、児童生徒の理解に努めるとともに、教職員の間で確実な情報共有を行い、組織的・的確な対応をするよう学校に指示しております。

いじめに対する取り組みについては、昨年4月に策定しました五所川原市いじめ防止基本方針にのっとって進めているところです。もしもいじめが原因と思われる自殺等が発生した場合には、教育委員会の附属機関として設置しましたいじめ問題専門委員会が中心となった調査、審議を行います。これらの調査は、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、再発防止策を講じることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行っています。

今年8月、他市町村でいじめが原因と思われる自殺事案が発生した際、本市では市内の全ての学校に緊急調査を行い、悩みを抱え苦しんでいる児童生徒がいないか、また学校を休んでいる子供の状況はどうなっているかの報告を指示しました。その結果、緊急に対応しなければならない児童生徒は確認されませんでした。

いずれにしましても、児童生徒がいじめによって自殺するという悲しい重大事態が発生する前に未然に防止することに主眼を置き、学校、保護者、地域等と主体的かつ相互に協力して取り組んでいく所存でございます。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 このたびの学校給食への異物混入につきまして、児童生徒及び保護者の皆様、また議員及び市民の皆様には御迷惑と御心配をおかけし、改めておわび申し上げます。

御質問の学校給食センターでの異物混入における原因、経過及び再発防止策についてお答えいたします。まず、原因及び経過についてですが、先ほどの井上議員への答弁でも述べましたが、結論といたしまして、加熱調理設備の真上にある厨房用フードから工事くずが落下したことが原因で、9月26日及び10月24日に南小学校に提供した給食に異物が混入いたしました。

再発防止策といたしましては、まずは厨房用フード内の清掃を行ったほか、厨房用フードをつなぐ連結部分のすき間からの異物落下を防ぐための措置を施しております。あわせて、今回の混入原因となった厨房用フードに限らず、センター内の全施設設備の点検及び清掃も計画的に実施しているところでございます。

また、対応を適切かつ迅速に行うための異物混入に係る対応マニュアルの策定も急いでいるところであり、万が一の際にも給食提供が可能となる長期保存が可能な非常用の代替食も確保いたしました。

教育委員会といたしましては、安心、安全な学校給食の提供にこれまで以上に取り組み、信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 創業等支援施設管理業務事業の取り組み状況と今後の見通しということでお答えします。

地域での創業促進に向け、市と地元金融機関などを含む創業支援事業者が連携を強化することを目的に作成した五所川原市創業支援事業計画が平成28年1月に国からの認定を受けたことに伴い、今年度から本格的に創業支援事業を開始したところでございます。

計画認定前となる昨年6月からは、直接専門家に創業の相談ができる創業相談ルームを立佞武多の館6階に設置し、毎月2回定期相談日を設けたところ、昨年度は創業相談者14名のうち創業者2名、今年度は11月末現在で創業相談者9名のうち創業者1名となったところでございます。

また、先月からは、創業希望者が創業全般に関する知識を体系的に習得できるよう、経営、財務、人材育成、販路開拓を内容とした創業セミナーを実施しておりますが、その参加者は定員10名、上限となる10名の参加があったところでございます。

今後も市が実施する創業支援施策を初め、県等の他機関の施策と相互に連携し、潜在的な創業希望者の掘り起こしを図ることにより、着実に創業に結びつけ、さらには地域の産業振興と若者の定住につなげてまいります。

次に、U・I・Jターン雇用促進奨励事業の取り組み状況と今後の見通しでございます。若者の地域定着と当市への定住や移住を促すとともに、県外からの外部人材を獲得

するため、当市に転入した方に対し奨励金を交付する五所川原市U・I・Jターン雇用促進奨励事業を今年度より実施しているところであります。

本事業は、県外からの移住者が就業または起業した場合に、1人当たり20万円の奨励金を支給するもので、今年度における交付決定者の就業先事業所としては、市内の中小企業が2社、市外の中小企業が2社、市内の社会福祉法人が1法人の計5事業所となっております。

本事業の周知に当たっては、市内においては市ホームページ、広報ごしょがわら、FMごしょがわら等のメディアを活用するとともに、県外では9月のはこだてグルメサーカス2016、10月の10市大祭典in愛知、11月の第17回青森県津軽観光物産首都圏フェアin船橋のイベント会場でリーフレットを配布するなど積極的に広報活動を実施したところ、11月末現在の奨励金の交付決定者数は5名となったところであり、本人を含む世帯全員では13名の移住と定住につながったところでございます。今後とも事業の周知活動に努め、県外から当市への移住と定住を図り、持続可能な地域社会の実現を図ってまいります。

それから、ふるさと名物通販事業の取り組み状況と今後の見通しということです。本事業は、地域特産品の販促効果向上を図るため、地域住民生活等緊急支援交付金の地方消費喚起・生活支援型事業を活用する単年度事業として、五所川原6次産業化推進協議会が推奨する立佞武多・津軽鉄道沿線をテーマ商品とした選べるギフトカタログを製作し、消費喚起を促すため、先着400名に定価5,000円のところを30%割引の3,500円で販売したものです。

販売方法は、有名タレントが紹介するテレビショッピング放送番組を制作し、地方局及びBS放送局で計28回放送の結果、3カ月間で400冊を完売しております。

今後も各物産展に出展するとともに、さまざまな機会を捉えて地域特産品の売り上げに結びつくPRに取り組んでまいります。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 子育て世帯移住促進事業の取り組み状況についてお答えいたします。

本事業は、子育て世帯等の当市への移住促進を図るため、住まいに関する助成制度として、アパートや貸し家などの家賃の一部または新築住宅を建築、購入する費用の一部を助成することで、移住後の新たな暮らしを応援するものです。

これまでの成果として、まず家賃の助成については、交付決定ベースで平成27年度は5世帯14人、28年度は8世帯26人の子育て世帯が本事業を活用して市外から移住してお

ります。

続いて、新築住宅の建築、購入助成については、28年度11月末時点で5世帯16人の子育て世帯及び若年夫婦世帯が本事業を活用して市外から移住しております。

○寺田武造議長 民生部長。

○工藤 仁民生部長 健康宣言事業後の健康づくりの取り組みと成果についてお答えします。

当市では、市民一人一人が地域の健康課題に関心を持ち、健康教養の向上を図ることを目的に、平成27年7月に五所川原市健康づくり宣言を行い、7つの健康目標を掲げることで、市全体で健康づくりに向けた機運を高めてきたところであります。

青森県は、全国で最も平均寿命が短い県であり、当市においても全国平均を大きく下回っていることから、がんの早期発見、早期治療、脳血管疾患、心疾患の発症予防や、糖尿病腎症の重症化予防を重要課題と位置づけ、生活習慣病の発症傾向にある40歳代から50歳代までに焦点を当てながら、各種健診の受診率向上に取り組んでまいりました。

また、市民の利便性を考え、地域のコミュニティセンター等で行う集団健診と医療機関で行う個別健診の選択制をとっているほか、休日健診を実施するなど受診環境の整備を図るとともに、保健協力員による受診勧奨、未受診者への受診勧奨通知、さらには今年度からかかりつけ医を通じての受診勧奨を行うなど、健診受診率向上を図るための事業を展開しております。

健診の受診率につきましては、特定健康診査では平成26年度が30.2%、平成27年度が31.0%と増加傾向にあり、がん検診においては平成27年度から検診対象者数の算定式を変更したため、単純に比較することはできませんが、受診者数は胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん検診で年々増加しており、平成28年度においては全ての検診で増加が見込まれております。

受診率、受診者数の増加は、各種保健事業による一定の成果であったと考えておりますが、元気で健康なまちづくり推進のため、市民一人一人の健康教養を高めながら、今後も各種事業を展開してまいります。

以上です。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 答弁が前後いたしまして、まことに申しわけありません。市浦地区の山王坊遺跡の今後の活用についてお答えします。

山王坊遺跡は、昭和57年から平成21年にかけて13回に及ぶ調査を実施し、十三湊遺跡に関連する南北朝から室町時代にかけての神社跡や仏堂跡が発見され、神仏習合の建物

配置が極めて良好に保存されている貴重な遺跡であるということが判明しております。

このことを受け、教育委員会では、国指定史跡を目指し、今年の7月19日に国に申請書を提出したところであります。その後、国の文化審議会の諮問を経て、11月18日に文化審議会から文部科学大臣へ史跡指定の答申がなされたところであります。正式に国指定史跡となるのは、年明けとなる見込みであります。

遺跡の活用についてであります。手を加えない自然環境に配慮した簡易整備を実施することとして申請を行っておりますので、倒木のおそれのある杉の伐採及び礎石の保存措置のための土盛りにとどめ、整備に関しましては遺跡をイメージする礎石のレプリカの配置等を検討してまいりたいと考えております。

また、国指定史跡となることにより、観光資源としても注目されるわけですので、関係各課、地元の歴史観光ガイドグループ等と連携し、地域振興に努めてまいりたいと考えております。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 大変申しわけありません。一部答弁漏れましたので、お答えしたいと思います。

五所川原市観光プロモーション映像制作事業の取り組み状況でございます。同事業は、全国的な訪日外国人旅行者の増加による経済効果を東北地方に波及させることなどを目的に創設された国の東北観光復興対策交付金を活用した事業で、当市の魅力を国外に発信するため、当市の自然や祭り、文化、食などを日本語、英語、中国語、韓国語で紹介した観光プロモーション映像を制作するものです。

現在公募型プロポーザルを実施後、映像制作会社と契約を結び、撮影作業を行っているところであり、平成29年2月末の完成を予定してございます。当市の四季折々の美しい風景や観光資源の魅力を外国人旅行者の目線、体験で伝えることをコンセプトに、効果的な観光PR映像を制作するものですが、周遊観光の観点から、当市のみではなく、例えばつがる市の高山稲荷神社、鶴田町の鶴の舞橋など訪日外国人旅行者の好む風景などを制作会社から提案してもらい、数力所織り交ぜたいと考えております。

完成後は、東アジア、特に台湾、韓国をメインターゲットとし、フェイスブックなどのSNSを活用し、より多くの訪日意欲のある外国人に視聴してもらえるよう情報発信するとともに、国内外の商談会における旅行エージェントへの配布など、当市及び当地域を旅の目的地としてもらえるようなPR活動を行ってまいります。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 たくさんの答弁ありがとうございました。再質問ですけれども、

簡潔にお願いしたいと思います。

まず、教育行政のほうですけれども、学校給食センターの異物混入問題、これは答弁必要ございません。詳しく御答弁をいただいて、ありがとうございました。今後の対応策として、こういう施設の不良というだけではなくて、流通過程の中での異物混入というのも当然想定されていくわけですので、ただ一番心配されるのは発表がおくれたという部分なんです。やはり隠蔽体質というのが、硬直化した教育委員会の体制、学校体制、給食センターの体制、こういうことをできるだけスピーディーな対応と情報公開ということをしつかりとお願いしたいなと。答弁は必要ございません。

それから、2番目のいじめ問題についてですけれども、今回の質問は当市で起こったようなことではないですけれども、他人事ではないということでございますので、マニュアルは作成しておりますけれども、決してマニュアルどおりにいくはずがございません。現場に合わせて各学校のいろんな環境によっても全部いじめの環境というのが、生徒たちの環境というのが違って来るかと思っておりますので、一つ一つ丁寧に、その現場に即したいじめの問題というのは対応していかなければ、とてもとてもこのいじめの問題に関しては対応し切れるものではないというふうにして思っておりますので、マニュアルどおりではなくて、柔軟な迅速な対応を今後お願いしたいなというふうにして思っております。これも答弁必要ございません。

それから、3番目の山王坊遺跡の国の指定史跡について1点質問いたします。せっかく国の指定を受けられるということですので、市長も史跡の国の指定を受けるといふこととあわせて観光資源として大いにPRして、世間に知ってってもらいたいという思いがあるかと思っております。そのためには、やはり遺跡というのは余りにもかたいようなイメージです。そうではなくて、今の時代に合ったような楽しめるような、そして楽しく体験できるような、学んでいけるような観光資源にしていってもらいたいなという思いがあるわけなんですけれども、もう少し観光資源としての夢を描けるような部分というのは考えられないものなのかなというふうに思っておりますので、この点1点質問します。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 まず遺跡の保存という部分では、作りかえはできないものでございますので、市浦地区にはいろんな遺跡群が存在するわけでございます。その連結性と、いわゆるアクセシビリティをいかに円滑に観光客などに情報を伝え切れるかと、順路とか、遺跡のそれぞれの特徴、特質というものを情報公開していくという部分が非常に大事だと思います。遺跡は、その場所をつくりかえるというのはまず不可能ですので、往時の姿というのは想像の域を出ないわけですけれども、案内板の設置であるとか、

そういう当時の復元予想の図とか、そういうものをビジュアルなものもできる限りの範囲で展示いたしまして、それから地元市浦の歴史民俗資料館、こちらも非常に大きなキーとなる施設であろうかと思えます。こちらの活用策についても当然この絡みと同様に位置づけて、さらなる内容充実というものを教育委員会では検討中でございます。そういったものを複合的に取り扱っていくということで考えております。

○寺田武造議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 よろしく願いいたします。

2番目のまち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況と今後の展開についてで、具体的な各事業のことについて質問させていただいて、爆発的な反響というのはないにしろ、数字から、一歩ずつ何か進捗はされているんだなというふうな感じをしております。引き続き五所川原市の将来の基盤となる、支えとなる政策でございますので、よろしくお願いしたいなというふうにして思っております。

その中で1点、まだ中途だというふうにして言っております市の連携津軽広域観光プロモーション事業、これ最後に答弁漏れで答弁いたしましたけれども、このプロモーション事業で大体見通しとしてはいつごろまでに発表されて、世間にお披露目できるのかなと、この点を1点お尋ねして質問を終わらせていただきます。

○寺田武造議長 財務部長。

○佐藤 明財政部長 移住促進プロモーション動画制作事業の取り組み状況についてお答えいたします。

当事業は、県外の移住希望者に対して当市の魅力をPRすることによって交流人口の増加を図り、移住促進に結びつけるため、平成27年度に設けられました地方創生加速化交付金を活用して移住交流の促進動画を制作しているものです。

7月に公募型のプロポーザル方式により業者を選定し、これまで4度の撮影会を行っております。コンセプトは、移住ミステリードラマとし、観光、生活、仕事といったテーマごとに動画を5本作成し、5本の動画をつなげることで主人公が五所川原市に移住するようになる様子を描いた一つのドラマとして構成されています。観光資源だけではなく、買い物場所など日々の生活に即した情報を盛り込むことで、具体的な移住のイメージを伝えるものとなっております。また、動画の内容と連動して移住促進パンフレットも制作しており、動画、パンフレットとも完成は2月の末を予定しております。完成後は、ホームページ等で公開するとともに、移住希望者に対する説明会等で当市をPRするツールとして活用していく予定でございます。

また、制作中も地元の高校生や主婦などの五所川原市民を多く登場させまして、SN

Sを活用して制作風景を発信するなど、より多くの方に発信する取り組みを予定してございます。

○寺田武造議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 私が先ほど答弁しました観光プロモーション映像制作事業ですが、先ほども言ったとおり29年の2月末を完成見込みとしていましたので、3月にはフェイスブックで配信できると思っております。

○寺田武造議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○寺田武造議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時14分 散会

平成28年五所川原市議会第5回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

平成28年12月6日（火）午前10時開議

第1 一般質問（2人）

8番 吉岡 良浩 議員

19番 加藤 馨 議員

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

1番 松本和春 議員	2番 井上 浩 議員
3番 花田 進 議員	4番 寺田武造 議員
5番 山田和宗 議員	6番 木村慶憲 議員
7番 成田和美 議員	8番 吉岡良浩 議員
9番 鳴海初男 議員	10番 木村 博 議員
11番 山口孝夫 議員	12番 山田善治 議員
13番 秋元洋子 議員	14番 稲葉好彦 議員
15番 松野武司 議員	16番 福士寛美 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 伊藤永慈 議員
19番 加藤 馨 議員	20番 木村清一 議員
21番 川浪茂浩 議員	22番 磯辺勇司 議員
24番 工藤武則 議員	25番 平山秀直 議員
26番 葛西収三 議員	

◎欠席議員（1名）

23番 三潟春樹 議員

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平山誠敏
副市長	三上裕行

総務部長	岩崎明彦
財政部長	佐藤明
民生部長	工藤仁
福祉部長	櫛引和雄
経済部長	小山内秀峰
建設部長	蒔苗司
上下水道部長	北川智章
会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	寺田建夫
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	中谷金義
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	宮崎昌子
農業委員会会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	山田達二
総務課長	岩川和雄
企画課長	鎌田寿
市民課長	福士豊
家庭福祉課長	竹内拓人
農林水産課長	川浪治
土木課長	佐々木秀文
上下水道部 総務課長	須藤淳也
教育総務課長	川浪生郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	長尾功一
次長・議会総務 係長事務取扱	藤田幸大

◎開議宣告

○寺田武造議長 おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○寺田武造議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降の質問については一般質問通告書の質問要旨順に1つの質問要旨に関する質問、答弁が終了してから次の質問要旨に関する質問、答弁に移る方法で行いますので、御協力願います。

それでは、8番、吉岡良浩議員の質問を許可いたします。8番、吉岡良浩議員。

○8番 吉岡良浩議員 一登壇一

おはようございます。至誠公明会の吉岡です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、子ども・子育て支援について、大きく3つに分けて質問します。まず1つ目は、子供の貧困についてです。厚生労働省が2014年にまとめた報告書によりますと、相対的貧困率は約16.3%になり、これは6人に1人が貧困状態にあると示しています。貧困により食べるものがないとか、ライフラインがストップしたという話も聞かれています。

また、教育の面については、世帯収入の低い家庭の子供ほど学力テストの正答率が低い傾向にあります。家庭の経済格差が学力格差を生んでいるのです。経済格差による教育格差は、学校外教育で生まれやすくなっています。親の経済的貧困は、子供から学習の機会やさまざまな体験活動の機会を奪うことにつながります。このような子供の貧困対策として、五所川原市はどのような対策をやっているのかお答えください。

2つ目として、放課後児童クラブについてです。保護者の方が働きやすい環境をつくるためには、大変重要な施策だと思います。数年前には5時前に終わったりして、働く保護者との利用時間が合わないなどということがありました。今現在市内に何カ所の児童クラブがあるのか、また利用人数、利用時間を教えてください。

最後に、3つ目として、病児、病後児保育についてです。平成27年3月付で発行した

五所川原市総合計画によると、平成28年に病児、病後児保育の施設を1カ所開設すると書かれております。今年の10月につがる総合病院の前に開設し、予定どおりとなっているみたいですが、この施設の前を私が毎日朝通っていると、いつもカーテンがおりているようですが、この病後児施設はまだ2カ月しかたっていないということもありますが、この利用状況がわかるようならお知らせください。

以上、壇上からの質問とします。明確な返答をよろしく申し上げます。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○櫛引和雄福祉部長 まず、子供の貧困についてお答えいたします。

子供の貧困は、貧困世帯だけの問題ではなく、社会全体の損失につながるという考え方に立ちまして、社会全体で子供の最善の利益のために、官公民が連携、協働して取り組んでいくことが必要であると考えてございます。

当市におきましても、児童扶養手当の申請件数が増加傾向にあったことから、子供の貧困につきましては留意しているところでございます。支援についてでございますが、国の大綱、県の計画に沿って生活、就労、教育等の分野から子供の貧困対策に取り組んでいるところでございまして、生活保護費の給付、ひとり親世帯への児童扶養手当及び医療費の給付を実施してございます。

次に、放課後児童クラブの受け入れ状況についてでございます。放課後児童クラブは、保護者が労働等によりまして昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後や週末等に安心して生活できる居場所を確保し、その健全な育成を図ることを目的としております。

現在、市内の全小学校区におきまして15児童クラブを開設し、4月時点での児童の登録数は696人であり、全児童の約3割が利用登録をしております。また、利用時間についてでございますが、平日は午後1時30分から午後6時まで、土曜日及び長期休暇時は午前8時から午後6時までとなっております。

平成27年、子ども・子育て支援制度の創設によりまして、本事業の利用対象児童が小学校全学年に拡大されておりますが、現在余裕教室がないため、6年生までの受け入れが難しい学区もあり、今後の課題として認識しております。

続きまして、病後児保育の利用状況について、実績を報告いたします。病後児保育事業は、保護者が就労している場合等において、児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な場合に一時的に保育する事業であり、当市におきましては今年10月から社会福祉法人あおもり愛育会に事業を委託して実施してございます。

本事業は、五所川原圏域定住自立圏の共生ビジョンに基づく具体的取り組みの一つとして進めておりまして、現在利用登録をされた方は約70人ではありますが、当市内に就労しているつがる市、鶴田町、中泊町の方の登録もございます。利用実績につきましては、10月、11月ともに4人となっております。

以上でございます。

○寺田武造議長 8番、吉岡良浩議員。

○8番 吉岡良浩議員 答弁ありがとうございます。それでは、再質問を行います。

まず最初に、貧困について、生活保護の給付とか、ひとり親の給付、児童手当とかはどこの市町村でもやっていますけども、最近では貧困家庭に対して食事を無料で、もしくは低価格でやるこども食堂とか、あと無料塾など無料で教育を援助している団体などがあるようですが、当市でもこのような団体はあるのでしょうか、お答えをお願いします。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榎引和雄福祉部長 市内で食事や学習支援を無料で提供している民間団体につきましては、申しわけありません、把握してございませんが、社会福祉法人青森県社会福祉協議会でフードバンクだいちというものをやっております、そこで生活困窮世帯に対しまして県内の農家からの米、野菜等の余剰農産物を寄附してございます。

また、学習支援につきましては、平成27年度に県の事業ではございますが、青森県こどもサポートゼミ開催事業におきまして、市内のひとり親世帯の小学校4年生から中学校3年生を対象に学習講習会を実施しまして、小学生3人、中学生5人が参加してございます。

○寺田武造議長 8番、吉岡良浩議員。

○8番 吉岡良浩議員 食事に対しても教育に対してもやっているところがあるので、まだよいのかなとは思いますが、五所川原市独自として貧困家庭に何か援助とか特別な対策をする予定などはないのでしょうか。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榎引和雄福祉部長 先ほど申し上げました県で実施したこどもサポートゼミ、この事業を参考にしつつ、今後学ぶ意欲のある子供たちが家庭の経済状況にかかわらず、能力や可能性を最大限に伸ばしていけるような学習支援等も検討してまいりたいと考えてございます。

○寺田武造議長 8番、吉岡良浩議員。

○8番 吉岡良浩議員 ありがとうございます。教育にしても食事にしても、何やっても

意味がないと言う人がいっぱいおりますが、やることによって一人でも救われていくので、ぜひ五所川原市でもバックアップして子供たちのために何とかよろしく願いいたしたいと思います。

次に、児童クラブについてです。答弁によると6年生までの受け入れをまだしていないところがあるというのは何力所ぐらいあるのか。また、ただ場所がないというだけで受け入れていないのかお願いいたします。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榎引和雄福祉部長 今年6年生までの受け入れができていない五所川原小学校、南小学校、中央小学校、栄小学校、三輪小学校、松島小学校、いずみ小学校、金木小学校区の8校区を対象にニーズ調査を実施しております。その調査結果を踏まえまして、余裕教室のさらなる提供、あるいは学校に近い教育、保育施設への事業委託等についても検討しつつ、6年生までの受け入れ可能な学区から順次拡大してまいりたいと考えてございます。

○寺田武造議長 8番、吉岡良浩議員。

○8番 吉岡良浩議員 児童クラブ、これがあれば保護者の方も安心して働けるということもあって大変よいことなのですけれども、あと1つ、終了時間についてですが、うちの父兄のあるお母さんから、保育園では延長保育などやりまして7時まで開所していますけれども、児童クラブに入ったら6時までしかやっていないという声が聞こえてきて、これをもうちょっと1時間ぐらい延長することは可能ではないのでしょうか。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榎引和雄福祉部長 終了時間の延長についてでございますが、議員おっしゃったとおり保護者の就労等により入所していた教育、保育施設等で午後7時までの延長保育を利用していた保護者にとりましては、小学生になった途端に放課後の預かりが午後6時までとなり、不便を感じている方もいるようでございますが、まずは対象児童が全学年に拡大されたことから、その解消に努めまして、時間延長に対するニーズ調査等も実施しながら、今後検討してまいりたいと考えてございます。

○寺田武造議長 8番、吉岡良浩議員。

○8番 吉岡良浩議員 何とか保護者が働けるように、少しでも長い時間子供たちを見てくれるような仕組みをよろしく願いいたします。

では、最後に病児、病後児保育、当市の場合は病後児保育なんですけれども、登録は70人、利用が2カ月で4人、大変利用状況が低いようですが、ちょっとこの前小学校のお母さんたちとか、うちのほうは保育園のお母さんたちと話す機会がありまして、やっぱりこ

の事業を知らない人が大変多いんです。今まで2カ月もたちましたけども、これをどのように皆さんに周知してきたか、その方法をお知らせください。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榊引和雄福祉部長 事業の周知方法といたしまして、委託事業者が病後児保育事業のしおりを利用対象児童が入所しております各教育、保育施設や各小学校区の放課後児童クラブを通して保護者に配布しております。また、医療機関等へしおりを設置しているほか、実施施設のホームページを開設し、周知を図っております。

市といたしましては、広報、ホームページによる利用促進を実施しておりますが、事業が周知されていくためには多少の時間を要するものと認識してございます。

より具体的に申し上げます、事業を利用していない保護者には、病後児保育の定義が浸透していないことや、子供を預ける上で主治医から医師連絡票が必要であり、すぐには利用できないことが利用件数に結びつかない要因とも考えられますが、登録する方も徐々に増えておりまして、利用相談も途切れていないことから、今後もさらなる事業のPRに努めてまいります。

また、病後児保育事業は、保護者が安心して就労や子育てに取り組むために欠かせない事業であると捉えており、今後は保護者の要望を取り入れつつ、病後児保育のみならず、病気中の子供を保育する病児保育事業についても検討するなど、さらなるサービス体制の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○寺田武造議長 8番、吉岡良浩議員。

○8番 吉岡良浩議員 ホームページとかしおりとか、いろいろ宣伝しているようですが、うちの父兄たちは無頓着なのか、まだわかっていない人が大分おりますけども、いろいろこれからも時間かかるけども、市民の皆さんにわかるように周知の方法をよろしくお願ひしたいと思ひます。

結局利用が少ないというのは、何か利用するに問題があるのではないかと思ひまして、ちょっと今の答弁の中にありました医師連絡票というのはどんなものなのでしょう。わかつたら、簡単にお願ひします。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榊引和雄福祉部長 医師連絡票につきましては、病後児保育を利用できるかどうかの可否等を書いてもらっている連絡票でございまして、連絡票は1通2,500円となっております。診察を受けた医療機関等に発行してもらうものでございまして、その発行につきましては西北五医師会の協力のもと、診療情報提供料といたしまして保険の適用となっております。ですので、2割負担あるいは3割負担となりまして、保護者の負担の軽

減となっているのではないかと思います。なお、保険適用となることから、乳幼児医療、あるいはひとり親家庭等医療対象者は無料になります。

○寺田武造議長 8番、吉岡良浩議員。

○8番 吉岡良浩議員 医師連絡票、何か診断書みたいなもので有料だということで、保険がきき、無料になれば問題ないんですけども、結局全ての者に無料にできるようお願いしたいと思います。

また、これを利用しにくいには予約制があるとちょっと聞きましたけども、登録、予約がなければ本当に利用ができないのではなく、利用したその日に、その医師から医師連絡票というものをもらって、その場所を訪ね、当日利用することはできないのか。その連絡票というものをもらって、次の日に電話かけて、あしたお願いしますといったって、そうなったらもう子供さんよくなっている可能性もあるので、当日利用をできるようにすることはできないのか。これたしか定員あったと思いますので、定員が予約でいっぱいときは仕方ないですけども、今みたいにカーテン閉まって、あいているときなどは当日利用があればもっと施設の運営が忙しくなってくるんじゃないのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○寺田武造議長 福祉部長。

○榎引和雄福祉部長 病後児保育事業の利用定員は1日3名となっておりまして、利用の人員にあきがあれば予約なしに利用できないかということでございまして、それにつきましては委託事業者と受け入れ態勢等を今後協議していきながら、よりよいサービス、使いやすいサービスの向上に努めていきたいと考えております。

○寺田武造議長 8番、吉岡良浩議員。

○8番 吉岡良浩議員 ありがとうございます。本当に何もないうち、カーテン閉めて鍵かっているくらいだったら、利用したい人に利用してもらったほうがよいのかなと思いました。

この病児、病後児保育については、今まで何回も一般質問でお願いしてきましたが、ようやく開設することができました。市長並びに関係者の皆さんには大変感謝いたします。これからは、病児保育など子供のために何か一つでもサービスできるようなことを実現していくためにいろいろお世話になるとは思いますが、何とか皆さんよろしく願いして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○寺田武造議長 以上をもって吉岡良浩議員の質問を終了いたします。

次に、19番、加藤磐議員の質問を許可いたします。19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 一登壇一

市民の会の加藤馨でございます。質問に先立ちまして、一言申し上げたいと思います。

先般11月15日、会派研修でウナギ料理で有名な四国、高知県の四万十町に行ってみました。四万十町は、木材を中心とした町でございますが、2つの庁舎を建て、しかもその庁舎が木材中心で建設されてございました。驚いたのは、2つに分かれた庁舎、東西の庁舎を結ぶ渡り廊下の下をJR土讃線が走っておりまして、非常にびっくりいたしました。翻って我が五所川原市でも現在新庁舎を建設中でございますが、地熱を利用した冷暖房が盛んに取り込まれていると聞いております。非常に特色のある各方面の庁舎建設に当たって、非常な期待と意気込みを感じております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。第1問目は、県立高校の再編についてでございます。先般、今年9月13日、東奥日報の新聞の記事によりますと、県立高校の再編の意見交換会が西北地区を皮切りに開かれました。言うまでもなく、五所川原市に点在する県立高校は4校でございます。御三家、青森、弘前、八戸に次ぐ堂々たる4校を誇っているわけでございますが、この記事の中に残念ながら五所川原工業と金木高校が欠落してございます。五所川原高校と五所川原農林高校は、それぞれ重点校、拠点校として掲げられておりますが、先ほど来申し上げましたように五所川原工業、金木高校は地域校からも外れてございます。この会合に出席された教育長に、この現状に対する認識と対応をお尋ねしたいと思います。

次に、文化振興会議の現状についてでございますが、広報ごしよがわら、11月号でございますけれども、この4ページに平成28年度市民総合文化祭の開催が呼びかけられてございます。市浦ふるさとまつり、あるいは五所川原文化祭、金木文化まつりと3会場で行われておりますが、この中に展示あるいは発表されている団体はどのぐらい正確にあるのか、まず伺いたい。そして、この展示されている団体及び出演されている方に対する支援の現状について当局にお伺いするものでございます。

以上2点、よろしく答弁のほどをお願い申し上げます。1回目の質問を終わります。

○寺田武造議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○長尾孝紀教育長 加藤馨議員の今の質問にお答えします。

最初に、青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会の概要についてまずお答えします。県教育委員会では、社会の変化や生徒数の減少に対応するため、青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針を本年8月に策定しております。

本基本方針は、平成29年度以降の10年間で3,100人という生徒数の大幅な減少が見込まれる中、高等学校教育の質の確保向上に向けて、重点校、拠点校、地域校の配置により

高等学校教育を受ける機会の確保と充実した教育環境の整備を図るものでございます。本基本方針を踏まえ、平成30年度から向こう5年間の計画期間となる本計画の第1期実施計画の策定が来年度に予定されており、平成39年度までの中学校卒業予定者数の推移、募集学級数の見込み等を勘案しながら、各地区の具体的な高校の規模、配置について示されることとなっております。

議員お尋ねの地区意見交換会については、県教育委員会において第1期実施計画案の検討に当たって参考とするため、市町村の教育長、PTA代表、小中学校長、産業界等、地域の関係者から広く意見を求めることを目的に県の教育委員会が開催しております。

西北五地区においては、先ほど言われましたけども、9月12日に第1回目が、11月22日に第2回目が開催され、私も出席しております。会議の中では、高等学校教育を受ける機会の確保と充実した環境整備の2つの観点を考慮した学校配置について、各地域の実情を踏まえながらさまざまな意見が交わされており、来年1月には第3回地区意見交換会が開催される予定です。

議員御指摘の五所川原工業と金木高校のことが話題にのっていないというようなことでもございましたけれども、そういうことはございません。それぞれの代表の方々、特に高校の校長先生もアドバイザー、オブザーバーという形で参加してございまして、それぞれの委員からそれぞれの学校の特徴、今現在置かれている状況についてまた意見も述べてございます。

私からも、金木高校、それから五所川原工業のことについても、特に五所川原工業については拠点校にはなってございませんけども、工業系の学校は西北五地区の中では五所川原工業しかございませんので、その辺のこともお話ししてございます。また、金木高校についても、中里高校が地域校として残るわけですけども、逆に言いますと金木高校が存続しない場合に、今現在でも中里高校の場合は定員数が非常に厳しい中で運営されております。2年連続募集定員の半分に満たない場合には、地域校であってもそれぞれの市町村と協議するという事になっていきますので、もしも金木高校が存続しない場合には、津軽半島の以北から高校がなくなるというような現状もございまして、その辺についても私のほうからはその会議の中でもお話ししてございます。

ただ、現実的に、特に西北五の場合は今まで高校がほとんど、現在の改革でも全部高校が残っておりますので、他地区と違って現実的には非常に厳しいわけです。というのは、生徒数の減少を見ても、6クラスを現実的にもう減らさなきゃだめだということになっていまして、金木高校、鯨ヶ沢高校、鶴田高校、板柳高校も各学年それぞれ2クラスしかございません。その中で拠点校、重点校、地域校を除いた中でやっていきますと、

現実的には非常に厳しいものがあるということもこれは現実でございます。

ただ、今加藤議員が言ったように、それぞれの地域の高校は地域になくてはならない高校でございますので、この意見交換会にも、私もそうですけども、それぞれの代表の方々もいろいろお話ししているというのが現状でございます。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 御質問の文化祭の現状についてお答えいたします。

市民総合文化祭は、毎年五所川原地区、金木地区、市浦地区それぞれにおいて、市民や文化団体の展示会や発表会の場として開催しております。

五所川原市中央公民館で開催される文化祭は五所川原市文化振興会議、金木公民館で開催される文化まつりは金木文化団体協議会、市浦コミュニティセンターにおいて開催されるふるさとまつりは実行委員会を組織して、それぞれが地域の特性を生かした催し物を行っております。

中央公民館では、文化振興会議の構成団体の日ごろの成果発表の場として、展示会、発表会が中心に行われ、今年の参加団体は27団体となっております。

金木公民館では、文化団体協議会の構成団体の展示会、発表会に加え、金木地区の幼稚園児、保育園児、小中学生による楽器演奏や三味線演奏、金木地区小中学校の俳句、川柳大会も同時に開催され、今年の参加団体は39団体となっております。

市浦コミュニティセンターでは、絵画、書道、生け花等の展示会を初め、市浦地区の保育園児によるお遊戯、小学生による学習発表、中学生による郷土芸能発表、高校生が制作した陶器等の展示、郷土芸能保存会による発表、地元特産品の販売などを行い、今年の参加団体は35団体となっております。

今年度は、五所川原文化祭が11月3日から4日、金木文化まつりが11月5日から6日、市浦ふるさとまつりが10月29日に開催され、入場者数はそれぞれ920名、1,373名、770名であり、平成28年度市民総合文化祭の総入場者数は3,063名となっております。

年に1回開催される市民総合文化祭は、市民や文化団体の日ごろの成果発表の場として重要な役割を果たしていると同時に、さらには市民の憩いの場を兼ね備えていることから、今後とも創意工夫を凝らしながら文化祭を継続して開催していきたいと考えております。

次に、文化団体への補助金の交付についての答弁でございますが、文化団体への補助金につきましては、平成19年度まで五所川原市文化振興会議や金木文化団体協議会に市から補助金を交付し、協議会において団体の活動内容や構成員数を考慮した上で金額を決定し、会を構成する文化団体の活動費として、おおむね1団体当たり2万円前後の補

助金を交付しておりました。

平成20年度からは、議員御承知のとおり、行財政改革の一環として歳出見直しが行われ、協議会への補助金交付も行われなくなったところでもあります。現在、五所川原市文化振興会議は37団体、金木文化団体協議会は36団体あり、それぞれの単位団体での活動はもとより、協議会の事業として行う文化祭などにおいても、各種展示会や発表会など活発な活動が展開されております。

教育委員会といたしましては、公民館を使用した際の使用料や冬期間の暖房費の免除による団体運営費の軽減、文化祭における公民館職員による人的支援等を行うことにより、文化団体の後方支援を今後とも継続してまいりたいと考えておりますので、加藤議員におかれましては御理解を賜りますようお願いいたします。

○寺田武造議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 では、一問一答方式により若干お尋ねいたします。

まず、教育長にお尋ねいたしますけども、第1の質問であります、県立高校の再編についてでございます。記事によりますと、会議の進行役を務める佐井さん、元五所川原高校の校長を務められた方だと掲載されておりますけども、この佐井さんは五所川原のどこに住んでおられる方なのでございましょうか、お尋ねいたします。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 今急に言われまして、私もちょっと佐井元校長がどこに住んでいるかはちょっとわかりません。ただ、この進行役というのは西北五地区の中では五所川原高校が中心ということでしたので、県のほうで代表の方は決めて、地区の委員の方々は推薦された中で承諾したという形になっていましたので、その辺五所川原に住んでいる…ちょっと申しわけございません。

○寺田武造議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 先ほど来申し上げましたように、この西北五地区の中心都市は五所川原市でございます。また、このたびの県立高校の再編についても、当西北五地区が皮切りだということは先ほど来申し上げたとおりであります、この皮切りの中に県の県立高校再編に対する狙いが含まれているのではないかと。その中で元五所川原高校校長が進行役を務められるということで教育長に今伺って、教育長が皆さんお聞きのとおり急に言われてもということなんでございまして、実は私電話帳でこの名字、佐井さんという方が五所川原市内にあるのかどうか調べさせていただきました。多少古い電話帳ではございますが、佐井さんという方はございません。

問題は、この少子高齢化の時代において、県立高校を、あるいは私立高校を選択する

に当たってどうやって現在の高校の姿をスキルアップしていくか、内容を充実させていくかと。先ほど教育長の答弁にありましたように、環境整備の充実ということでございますけれども、言うまでもなく意見交換会に出席されました県教委の次長は、子供たちが希望する進路の達成に向けた環境整備について幅広い意見を聞きたいと。子供たちが希望する進路をたどれるように、どうやって内容を高めていくかということが当市に課せられた重要な問題だと思えます。

そこで、お伺いします。市立中学校、現在6校ございますけれども、中学あるいは県立高校の卒業式、入学式に当五所川原市から出席しているかどうかお尋ねいたします。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 教育委員会における市内の高校や中学校の入学式及び卒業式への出席対応についてお答えいたします。

今年3月の市内の高校、中学校の卒業式につきましては、御案内を頂戴いたし、教育長が出席しているほか、教育委員が教育長代理として分担して出席しております。

また、高校の卒業式の出席案内は、市長にも届いておりますが、公務の都合等により、お祝いのメッセージを贈っているところであります。

今年4月の入学式につきましては、高等学校からは教育長に出席の御案内がございませんので、教育委員会からの出席はございません。市長の出席もまた同様でございます。

管内の中学校6校の入学式につきましては、公務の都合により1校のみ教育委員が出席しております。

今後につきましては、教育委員及び職員による代理出席など対応を検討してまいりたいと考えております。

教育委員会としても、あらゆる機会を通じて学校との連携を図りながら、さらなる学校教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○寺田武造議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 教育現場の充実ということが教育部長からも言われたわけであり、卒業式は、おおむね出席されているようではありますが、問題は入学式でございます。市内の中学校、あるいは市内の県立高校に出席はしていないということでございますけれども、特に県立高校のほうから市長に入学式の案内が来ていないという、この現状について市の当局の御見解を賜りたい、こう思います。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 今加藤議員のほうから、卒業式には先ほど言ったように全ての学校から来ていまして、やっぱり高校の場合は次へ、大学もそうですけれども、社会に出る生徒

の卒業ということですので、みんなでお祝いというようなこともあります。

ただ、入学式に関しては、私も以前からのそのあれはわかりませんが、高校のほうからはほとんど教育長のほうには来てごさいません。ただ、現実的に考えますと、五所川原市教育委員会の場合は義務教育を担当する教育委員会でございまして、県立高校に関しては、例えば入学式に関しては県の教育委員会のほうには案内は行っていると思いますけども、現状としては、これは私たち五所川原市だけのものでごさいません。市町村は西北五だけでも何市町もありますので、ほかのところにも案内は出ていないと思いますので、五所川原市だけが何とか五所川原市に案内を出してくださいという、そういうのも形としては言うことはできますけども、それはやっぱり学校のそれぞれの今までの事情もあると思います。こちらのほうからは、あれこれということは今現在では考えてごさいません。

それから、先ほどの進行役のことですけども、佐井さんは青森市にお住まいのようでごさいます。申しわけありませんでした。

○寺田武造議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 進行役の佐井さんが青森市の方だということを今初めて伺ったわけでありまして。

それはそれとして、県立高校の入学式の案内が来ていないということでごさいますが、おかしいじゃありませんか。当五所川原市に所在している県立高校、当然卒業式は卒業式として認めるものの、入学式は教えられる者と教える者が初めて会する場所がこの当市で行われているわけでありまして。

そこで、案内が来るかどうかは、当五所川原市と県教委の間にふだん緻密な情報交換がなされていけば、当然案内状が来てしかるべきものだと思います。さらに、市内の中学校の入学式に案内が来ていないということでごさいますけども、市内にある中学校6校のうち1校、教育委員が入学式に出席していると、あと5校は五所川原市当局から一切出ていないと、このことについて再度教育長の答弁を求めます。

○寺田武造議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 先ほど部長のほうからも、これからその辺のことも考えて、なるべく出席するというものでありましたが、加藤議員御指摘のように入学式、卒業式、そのほかの行事でも機会があれば、中学校の場合でも運動会なんかでも私も出席してごさいますので、そういう御指摘のように都合つくような形で教育委員も一緒にいろんな機会を通して子供たちの様子を肌で感じる機会には、なるべく出席するような形で対応してまいりたいと思います。

○寺田武造議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 では、第2点の文化祭の展示団体への支援、奨励策等についてお尋ねいたします。

先ほど来教育部長から答弁ありましたように、3,000名を超える文化祭の参加者がいらっしやるということでございます。現在1年に1回の文化祭、晴れの文化祭、これは当市にとって非常に大きな催しの一つではないかと思うわけであります。広報の一番後ろにいつも書かれてあるわけですが、五所川原市民憲章が掲載されております。夢と志をもち、発展する郷土をつくる、2番目、郷土に誇りをもち、文化のかおるまちをつくる、ほかにも2つ掲載されてございます。

そこで、お尋ねいたしますが、現在行われている奨励策、先ほど教育部長からる暖房費等補助がなされているということでございますけれども、実は当五所川原市で平成26年度から町内会において、町内会二百五十有余ございますけれども、2万5,000円を下限とした交付金が出されていると。当然文化の薫りある郷土づくりに尽力されている方たちに、展示あるいは発表会に参加されている方たちに文化振興資金、仮称でございませけれども、このようなものを反映させていってはどうかと、かように思うわけでございます。この点について市当局の御答弁をお願いしたい、このように思います。

○寺田武造議長 財務部長。

○佐藤 明財政部長 町内会の補助金は、市のほうで連絡として配布していただいています。広報、そういう形のものをお願いするために広報の配布世帯、そういう形のを基準にして交付してございますので、それを文化団体のほうにお回しするかしないかは、やはり町内会独自の判断にならざるを得ないかと思えます。

それから、先ほど教育委員会のほうからも御説明がございましたけれども、文化団体の活動は種々さまざまでございます。やはりその活動を支援していく上では、その活動実態を十二分に把握していかなければならないかと思えます。教育委員会のほうで文化団体の活動実態の把握を十二分にして、その対応策を検討していかなければならないものかと考えてございます。

○寺田武造議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 文化団体の現在の活動は、非常に全国的に見てもレベルの高いものを誇っていると思うわけでございます。写真しかり、あるいは錦石の展示、盆栽、あるいは県の奨励にもなりました組紐等を初め、いわば五所川原市に住む者として、町内会とともに文化祭の展示、出品は車の両輪の片一方ではないかと思うわけであります。

先ほど来財政部長から答弁ありましたように、非常に内容を精査していきなきゃなら

んということでございますが、当五所川原市が合併する前、金木町においては展示する団体に2万円の出資金をしていた。それが財政再建でなくなったわけでありましたが、ほかにも財政再建でなくなったものがございますけども、いよいよ復活あるいは新設するときに来たのではないかと思うわけでありまして。ぜひ新年度の予算に反映されることを財政部長から御答弁願いたいと思うわけでありまして、いかがでございましょうか。

○寺田武造議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 平成19年度に全ての事務事業について見直しを実施しております。そして、またその後市民並びに議会からの御意見を踏まえて、記憶では2回ほど再考いたしました。その結果については議会の場、市民への公表を果たしてきたところでございます。早いもので、全ての事務事業を見直しして10年の年月が経過しようとしてございます。この間全ての事務事業については最少の経費で最大の効果を発揮するため、毎年度絶えず見直しをかけながら進めてきたものでございますので、今19年度以前にさかのぼってそのままの形態で補助金等を復活させることは、事業の効果を最大限引き出すことにはつながらないと考えますので、19年度に実施した事務事業の見直しを再考することは考えてございません。

今文化振興団体の実施している事業の関係を教育委員会のほうで実態について十二分に理解して、その支援策等については検討していかなければならないというふうに考えてございます。

○寺田武造議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 支援の内容が新年度予算に反映されることを願っておるわけでありまして、この際申し上げます。公民館に展示あるいは発表される方々の個人個人の持ち出しは、非常に大きい。当五所川原市で場所の提供、あるいは暖房の補助だけでは不十分とは申しませんが、どうか出品者の個々人が生き生きとした活躍をされるために、ぜひ予算に反映していただきたいと思うのであります。

市民憲章でついでに申し上げますけども、当市では名誉市民を選定しております。広報ごしよがわらにも載っておりましたように、現在の名誉市民は伊藤画伯と成田千空さんと聞いておりますが、当市の出身者でございます太宰治を名誉市民にされたらどうかと、このこともあわせて一つの目玉になっていくのではないかと、文化振興の意味も含めて当局に伺うわけでありまして。

名誉市民として太宰治を推薦したいと、このことについてはやや遅まきに失しているかもしれませんけども、同じように今年掲載された新聞で静岡県の湖西市でトヨタグループの創始者、豊田佐吉を没後130年たったけども、名誉市民として議会で選任している

わけであります。そういう点からも、太宰を名誉市民にすることについて、教育委員会のお考えをお尋ねしたいと思うわけであります。

○寺田武造議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 作家、太宰治氏に名誉市民の称号を贈ることについてお答えいたします。

名誉市民の称号につきましては、市民または当市に縁故の深い方で、広く社会の発展及び文化の興隆に貢献し、その功績が著しく、市民から深く尊敬されている方に対して贈るもので、五所川原市顕彰委員会の意見を聞いた上で、市長が議会の同意を得て顕彰者を決定することになっております。

御存じのとおり、太宰治氏は、作家としての御功績により当市の名を高め、当市の観光基盤の発展と文化の興隆に比類なき貢献をされております。議員から御紹介いただきました静岡県湖西市の例と同様に、太宰治氏は没後60年余りを経過しておりますが、その御功績は当市の名誉市民の顕彰要件に該当するものと認識しておりますので、今後教育委員会では御遺族の方々の御意思も確認させていただくなど、必要な手順を経て機会を捉えた顕彰者推薦について検討してまいりたいと考えております。

○寺田武造議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 以上るる申し上げましたけども、どうか当局におかれましては新年度の執行初め予算に反映されることを期待いたしまして、一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○寺田武造議長 以上をもって加藤磐議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○寺田武造議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時05分 散会

平成28年五所川原市議会第5回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

平成28年12月7日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第122号 五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第123号 五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第102号 平成28年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）から議案第121号 青森県市町村総合事務組合規約の変更についてまで
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

1番 松本和春 議員	2番 井上 浩 議員
3番 花田進 議員	4番 寺田武造 議員
5番 山田和宗 議員	6番 木村慶憲 議員
7番 成田和美 議員	8番 吉岡良浩 議員
9番 鳴海初男 議員	10番 木村博 議員
11番 山口孝夫 議員	12番 山田善治 議員
13番 秋元洋子 議員	14番 稲葉好彦 議員
15番 松野武司 議員	16番 福士寛美 議員
17番 桑田茂 議員	18番 伊藤永慈 議員
19番 加藤磐 議員	20番 木村清一 議員
21番 川浪茂浩 議員	22番 磯辺勇司 議員
23番 三潟春樹 議員	24番 工藤武則 議員
25番 平山秀直 議員	26番 葛西収三 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市	長	平	山	誠	敏
副 市	長	三	上	裕	行
総 務 部	長	岩	崎	明	彦
財 政 部	長	佐	藤		明
民 生 部	長	工	藤		仁
福 祉 部	長	櫛	引	和	雄
経 済 部	長	小	山内	秀	峰
建 設 部	長	蒔	苗		司
上下水道部	長	北	川	智	章
会計管理者		岩	川	静	子
教 育 長		長	尾	孝	紀
教 育 部 長		寺	田	建	夫
選挙管理委員会 委員長		白	川	昭	磨
選挙管理委員会 事務局 長		中	谷	金	義
監 査 委 員		山	本	將	雄
監 査 委 員		宮	崎	昌	子
監 事 局 長					
農業委員会 会長		斎	藤	靖	裕
農 業 委 員 会 長		山	田	達	二
農 務 局 長					
総 務 課 長		岩	川	和	雄
財 政 課 長		三	橋	大	輔
市 民 課 長		福	士		豊
保護福祉課 長		伊	藤	一二三	
農林水産課 長		川	浪		治
土 木 課 長		佐々木		秀	文
上下水道部					
総 務 課 長		須	藤	淳	也
教育総務課 長		川	浪	生	郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長
次長・議会総務
係長事務取扱

長 尾 功 一
藤 田 幸 大

◎開議宣告

○寺田武造議長 おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 議案第122号及び

日程第2 議案第123号並びに

日程第3 議案第102号から議案第121号まで

○寺田武造議長 日程第1、議案第122号 五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第2、議案第123号 五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

本日追加提案いたしました議案の提案理由を説明申し上げます。

議案第122号は、五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、介護時間、介護休暇の分割取得及び介護を行う職員の時間外勤務の免除について、必要な事項を定め、並びに育児を行う職員の早出遅出勤務等にかかわる子の範囲を拡大するため提案するものであります。

議案第123号は、五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる子に含まれる者を定め、育児休業をすることができない職員を改める等のため提案するものであります。

詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○寺田武造議長 次に、ただいま議題となっております議案に日程第3、議案第102号 平成28年度五所川原市一般会計補正予算(第3号)から議案第121号 青森県市町村総合事

務組合同規約の変更についてまでの20件を加えた22件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第102号 平成28年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）から議案第106号 平成28年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）までの5件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、議長において指名いたします。

予算特別委員会の委員には、

1番 松本和春 議員	2番 井上 浩 議員
5番 山田和宗 議員	6番 木村慶憲 議員
7番 成田和美 議員	8番 吉岡良浩 議員
9番 鳴海初男 議員	11番 山口孝夫 議員
12番 山田善治 議員	13番 秋元洋子 議員
14番 稲葉好彦 議員	16番 福士寛美 議員
18番 伊藤永慈 議員	

の13名を指名いたします。

予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました5件を除く17件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○寺田武造議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明8日から14日までの7日間は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会とすることに決しました。
次回は15日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○寺田武造議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時14分 散会

平成28年五所川原市議会第5回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

平成28年12月15日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第107号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第108号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第109号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第110号 五所川原市税条例及び五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第120号 つがる西北五広域連合規約の変更について
- 第 6 議案第121号 青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 7 議案第122号 五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第123号 五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 9 議案第111号 五所川原市津軽三味線会館設置条例の一部を改正する条例の制定について
(経済文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第10 議案第112号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第113号 五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び五所川原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市養護老人ホームくるみ園）
- 第13 議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市地域福祉

- センター)
- 第14 議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について（金木中央老人福祉センター）
- 第15 議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市金木生活支援ハウス）
- 第16 議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦生活支援ハウス）
（民生常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第17 議案第114号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第18 議案第102号 平成28年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第103号 平成28年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第104号 平成28年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第105号 平成28年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第106号 平成28年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）
（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第23 発議第 2号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
- 第24 発議第 3号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書

◎本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

1番 松本和春 議員	2番 井上浩 議員
3番 花田進 議員	4番 寺田武造 議員
5番 山田和宗 議員	6番 木村慶憲 議員
7番 成田和美 議員	8番 吉岡良浩 議員
9番 鳴海初男 議員	10番 木村博 議員
11番 山口孝夫 議員	12番 山田善治 議員
13番 秋元洋子 議員	14番 稲葉好彦 議員

15番 松野武司 議員
17番 桑田茂 議員
19番 加藤磐 議員
21番 川浪茂浩 議員
23番 三潟春樹 議員
25番 平山秀直 議員

16番 福士寛美 議員
18番 伊藤永慈 議員
20番 木村清一 議員
22番 磯辺勇司 議員
24番 工藤武則 議員
26番 葛西収三 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	岩 崎 明 彦
財 政 部 長	佐 藤 明
民 生 部 長	工 藤 仁
福 祉 部 長	櫛 引 和 雄
経 済 部 長	小 山 内 秀 峰
建 設 部 長	蒔 苗 司
上 下 水 道 部 長	北 川 智 章
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	寺 田 建 夫
選 挙 管 理 委 員 会 長	白 川 昭 磨
選 挙 管 理 委 員 会 長	中 谷 金 義
事 務 局 長	山 本 將 雄
監 査 委 員	宮 崎 昌 子
監 査 委 員	
事 務 局 長	齋 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 長	
農 業 委 員 会 長	山 田 達 二
事 務 局 長	
総 務 課 長	岩 川 和 雄

財 政 課 長	三 橋 大 輔
市 民 課 長	福 士 豊
保 護 福 祉 課 長	伊 藤 一 二 三
農 林 水 産 課 長	川 浪 治
土 木 課 長	佐 々 木 秀 文
上 下 水 道 部	
総 務 課 長	須 藤 淳 也
教 育 総 務 課 長	川 浪 生 郎

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長 尾 功 一
次 長 ・ 議 会 総 務 係 長 事 務 取 扱	藤 田 幸 大

◎開議宣告

○寺田武造議長 おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎諸般の報告

○寺田武造議長 初めに、諸般の報告をいたします。

監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。

報告書は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

◎日程第1 議案第107号から

日程第8 議案第123号まで

○寺田武造議長 次に、日程第1、議案第107号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議案第123号 五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで8件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○山田和宗総務常任委員長 一登壇一

皆様、おはようございます。総務常任委員会委員長の山田でございます。師走に入り、一段と寒さが厳しくなってきましたが、お体には十分御自愛くださいますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会で総務常任委員会に付託されました議案8件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第107号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第108号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件であります。本件は青森県知事等の期末手当の支給割合の引き上げに準じて、議案第107号では

市議会議員、議案第108号では市長等の特別職の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き上げるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、職員の給与月額並びに初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額等を改めるものであり、給与月額を行政職で平均0.23%、勤勉手当の支給割合を年間0.05月分引き上げるほか、配偶者にかかわる扶養手当を月額6,500円に、子にかかわる扶養手当を月額1万円に段階的に改めるなどの改正をするものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号 五所川原市税条例及び五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、日本と台湾の間における特例適用利子等及び特例適用配当等については、市民税所得割を算定する際は税率100分の3の分離課税とし、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる場合は、総所得金額に含めて計算することを定めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号 つがる西北五広域連合規約の変更についてであります。本件は国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱の廃止に伴い、広域連合の処理する事務から広域市町村圏計画及びふるさと市町村圏計画にかかわる事務を削除するほか、顧問の設置にかかわる規定を削除するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第121号 青森縣市町村総合事務組合格約の変更についてであります。本件は市町村税等の滞納整理に関する事務を処理する組合市町村等にむつ市を追加するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号 五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第123号 五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件であります。本件は国及び青森県の制度改正に準じ、職員の育児休業、介護休業等について所要の事項を改めるものであり、議案第122号は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児のための早出遅出勤務等の対象となる子の範囲を拡大し、介護のための

時間外勤務免除の制度を新設し、及び介護休暇の分割取得を可能とするほか、介護のため連続する3年の期間内、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる制度を新たに設けるなどの改正を行うものであり、議案第123号は地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業をすることができる非常勤職員の要件を緩和し、育児休業等の対象となる子に含まれる者を定め、再度の育児休業等ができる特別の事情を追加するほか、部分休業と育児休暇及び介護時間の取得時間の調整について必要な事項を定めるなどの改正を行うものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○寺田武造議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告はいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第9 議案第111号

○寺田武造議長 次に、日程第9、議案第111号 五所川原市津軽三味線会館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、経済文教常任委員長の報告を求めます。

経済文教常任委員長。

○加藤 磐経済文教常任委員長 一登壇一

経済文教常任委員長の加藤磐でございます。報告いたします。

本定例会において経済文教常任委員会に付託されました議案1件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

議案第111号 五所川原市津軽三味線会館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件は他施設との整合性を図るため、津軽三味線会館の入館料など

を免除することができる規定を設けるものであるとの説明があり、これに対し予想される減免の金額及び免除の要件についての質疑があり、新年度から予想される減免の金額は2万から3万円程度であり、免除は教育などに関する事業に特定し、地域総合学習や施設を利用した部活動、社会科見学、体験型交流事業や指定管理者の自主事業などを想定しているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○寺田武造議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第10 議案第112号及び

日程第11 議案第113号

○寺田武造議長 次に、日程第10、議案第112号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第11、議案第113号 五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び五所川原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○福士寛美民生常任委員長 一登壇一

おはようございます。民生常任委員長の福士でございます。本定例会において民生常任委員会に付託されました議案7件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、まず議案第112号及び議案第113号の経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第112号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件は国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行に伴い、法令に規定されている戸籍事項の無料証明に関する事項を定めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号 五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び五所川原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、地域密着型サービスに地域密着型通所介護が創設され、これまで居宅サービスであった通所介護のうち利用定員が18名以下の事業所が市の所管に移行となることから、地域密着型通所介護の指定基準等を定めるものであるとの説明に対し、設置が義務づけられている運営推進会議の構成員数についての質疑があり、運営推進会議の構成員数は事業所によって異なるが、少なくとも六、七人となっているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第112号及び議案第113号の当委員会の報告といたします。

○寺田武造議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告はいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第12 議案第115号から

日程第16 議案第119号まで

○寺田武造議長 次に、日程第12、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市養護老人ホームくるみ園) から日程第16、議案第119号 公の施設の指定管理者

の指定について（五所川原市市浦生活支援ハウス）までの5件を一括議題といたします。
地方自治法117条の規定により、14番、稲葉好彦議員及び22番、磯辺勇司議員の退席を求めます。

（14番 稲葉好彦議員 退席）

（22番 磯辺勇司議員 退席）

○寺田武造議長 本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○福士寛美民生常任委員長 一登壇一

民生常任委員会より議案第115号から議案第119号までの経過の概要と結果についてご報告いたします。

議案第115号から議案第119号までの5件は、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。それぞれ養護老人ホームくるみ園、地域福祉センター、金木中央老人福祉センター、金木生活支援ハウス及び市浦生活支援ハウスの指定管理者として社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会を指定するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第115号から議案第119号までの当委員会の報告といたします。

○寺田武造議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ただいまの委員長報告の議案のうち議案第116号について質問をいたします。

質問をする理由は、社会福祉協議会を指定管理者に指定するという案件でございますが、1月に明らかになりました社協におきます横領事件が克服をされていると、管理能力失墜は回復をされていると、そういう判断が前提になっての提案だと思いますので、以下質問をいたします。

年度がかわって新たに指定するものですが、管理者に関する管理能力についての審査はどのように行われたのでしょうか。

○寺田武造議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

民生常任委員長。

○福士寛美民生常任委員長 当委員会での審査の内容は、先ほど報告したとおりでありまして、指定管理者となる団体の管理能力についての意見の交換とか質疑、これはございませんでしたので、委員長から特別そのことに対しては、今井上議員の質疑に対しては今のお答えのとおりですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 そうしますと、理由で申し述べましたように、私は信頼回復がなされたということが前提に立っての提案だというふうに理解をしておりますので、今回具体的な、聞いておりますのは、地域福祉センターですけども、社協そのものに対する信頼回復の判断の審査はこれまで委員会であったのでしょうか。

○寺田武造議長 民生常任委員長。

○福士寛美民生常任委員長 社会福祉協議会の中での判断とか、そういうことについては私は存じ上げておりませんので、担当の部長等から説明をしてもらいたいと思います。

○寺田武造議長 福祉部長。

○櫛引和雄福祉部長 委員会でのそういうお話し合いはなかったものと思っています。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ただいまの答弁で、所管の常任委員会であります民生では、これまでこの件に関しての審査はないということでした。そうしますと、1月に発生をして、説明責任が果たされてきた。私は、経過途上だと思っておりますけども、今回回復されたという前提でもって提案をされていますので、回復されたというその判断に関してですけども、理事者側として常任委員会には説明はしていらっしやったんでしょうか、ないってということなんでしょうか。

○寺田武造議長 福祉部長。

○櫛引和雄福祉部長 今回議案を提案するに当たりまして、議案の説明でございますが、指定管理者が管理する公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、管理する期間、指名の理由等は説明いたしました。横領事件に関する説明はいたしていません。

○寺田武造議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 そうすると、所管の民生常任委員会ではこれまでも説明もないし、審査もないってことが今明らかになりました。そうしますと、私はこの116号は、繰り返しますけども、市社協の横領事件が既に克服をされたと、管理能力はもう市民の皆さんに、失墜一時したけども、回復をされていると、こういう前提に立っていると思いますので、一体どこでそういう総括が、いつ、どの期間で、どういう内容で行ったのかを質問します。

○寺田武造議長 福祉部長。

○櫛引和雄福祉部長 総括ということは行ってございませんが、社会福祉協議会からの報告、また対応の経過、弁済等の内容の報告がありまして、計画どおり弁済が進んでいるということを確認しております。そちらをもって提案しました。

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。議案第116号に対する反対討論の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 一登壇一

社会民主党の井上浩でございます。議案第116号に対する反対討論を行います。

皆さん御承知のように、この議案は五所川原市の社会福祉協議会を地域福祉センターの指定管理者に指定する案件でございます。当然1月に発覚をしております横領事件の克服がされている、管理能力の失墜は回復をされているということが前提となつての提案でございます。しかしながら、今の質疑で明らかになりましたように、なかなか理解しがたいものを含んでおります。どこで、どのように、どういう判断がされたのか、これは市民に明確に説明をされなければなりません。そうした意味で、私は説明責任が果たされていないということで反対する理由といたします。そこで、討論ですから、理事者側の御判断は先ほど部長からありましたので、私の違う意見を述べて討論に参加したいと思います。

議案第116号 公の施設の指定管理者の指定については、五所川原市地域福祉センターの2017年4月1日より2022年3月31日までの5年間の管理について、社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会を指定するために提案されたものです。理事者側が議会の同意を得るに当たっては、五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第2項の規定により、指定の理由2項目を示しています。第1点は、五所川原市社協は広く福祉に関する知識、経験、技能、そして人的資産を有しているということであります。第2点は、1999年度から五所川原市地域福祉センターの運営を委託し、これまで適切に運営しているところであり、その実績と管理能力は高く評価できるものであるということです。しかし、皆さん、社会福祉法人とはいえ、社会福祉協議会は市民からの寄附金、あるいは市から多額の補助金を受けている、さまざまな福祉事業や施設の管理運営を委託されている、こういう点で大変に公的な性格を持つ団体であります。その社協本来の目的に沿って任務を果たすべく、数多くの職員の皆さん、あるいは関係者の皆さん方の日ごろの大きな努力があり、これは市民から大きな評価を受け、感謝をされているわけでございます。しかしながら、本年1月に五所川原市社協が発表した五所川原市社協職員による利用者のサービス利用料を横領するといった犯罪が、結局日ごろの皆さんの努力を台なしにしてしまい、さらに関係者の皆さん方に肩身の狭い思いをさせるという不幸な事態になったわけです。よって、今回の五所川原市による新たな今後5年間

の指定に当たっては、この問題はこのように解決したんだ、市は立派にこう判断しているという総括がなければなりません。といいますのは、指定管理者制度はそもそも公の施設の管理運営権限を包括的に代行させる行政処分であります。単なる委託ではありません。管理代行の指定でありますから、その決定及び期間については、その施設ごとに議会の議決が必要とされているわけです。新たに自治体の制度として指定管理者制度が導入される際、以下の懸念が各自治体で大きく巻き起こり、議決を必要とした経過がございます。それは、利用者であるとともに、本来の所有者であります市民のチェック制度の機能化ということであります。しかるに、今回の提案では、市当局が2つの理由を挙げておりますが、反論をいたします。

第1点中の広く福祉に関して有する人的資産に疑念が生じたにもかかわらず、本提案においては事案として触れていないことが今の質疑等で明らかとなりました。第2点中の1999年度から五所川原市地域福祉センターの運営を受託し、管理能力が高く評価できるという点につきましても、たとえ担当領域が違うとはいえ、横領という犯罪に陥った社協職員は2004年度から横領を続けており、それ以前については経理資料が保存をされていないために不明という、そういう内容でございます。確かに社会福祉協議会は協議会です。しかしながら、その中枢管理部門で発生した犯罪については、協議会自身による自浄能力のみに任せることなく、五所川原市としてもしっかりと総括した上で新たに指定に臨むべきではなかったでしょうか。ところが、今回の指定自体の議論では、そのことがなされていないとの状況でございます。しかし、私は市当局として包括的な総括の判断を前提として今回の指定が当然提案されたものと理解をしています。としますと、横領事件克服、管理能力失墜の回復の判断、どこでどのようにされたかよくわからない。市民に対する説明責任が果たされていないと断じざるを得ません。よって、指定管理者となる団体の指名の理由には不足を生じています。よって、この提案の指名は差し戻されねばならないというのが私の意見です。

よって、本提案には反対をいたします。議員各位の御理解をお願いいたしまして、反対討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

○寺田武造議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち議案第116号に反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市地域福祉センター)、

本件を原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○寺田武造議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま原案のとおり可決されました1件を除く4件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの4件については委員長報告のとおり決しました。

14番、稲葉好彦議員及び22番、磯辺勇司議員の入場を求めます。

(14番 稲葉好彦議員 入場)

(22番 磯辺勇司議員 入場)

◎日程第17 議案第114号

○寺田武造議長 次に、日程第17、議案第114号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○木村慶憲建設常任委員長 一登壇一

建設常任委員長の木村慶憲です。本定例会で建設常任委員会に付託されました議案1件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

議案第114号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件は新宮団地市営住宅の建てかえに伴い、戸数を199戸から173戸に改めるほか、旭ヶ丘団地市営住宅解体のため項目を削除するものであるとの説明に対し、市営住宅の移転に対する相談について、移住者用の市営住宅の確保についての質疑があり、別戸の新宮団地に住んでいた親子が抽せんを行った結果、異なる団地の市営住宅に移転することになったことによる相談があった。移住者用の市営住宅の確保については今後検討していくとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○寺田武造議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第18 議案第102号から

日程第22 議案第106号まで

○寺田武造議長 次に、日程第18、議案第102号 平成28年度五所川原市一般会計補正予算(第3号)から日程第22、議案第106号 平成28年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第2号)までの5件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○鳴海初男予算特別委員長 一登壇一

改めまして、おはようございます。去る7日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、鳴海初男が、副委員長に山田和宗委員が選任され、8日に理事者側の出席を求め、付託されました議案5件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第102号 平成28年度五所川原市一般会計補正予算(第3号)については、歳出第3款、生活保護費の住宅扶助限度額引き上げの目的及び限度額についての質疑に対し、住宅扶助の基準は各地域における家賃実態を反映し、近年の家賃物価の動向等を踏まえ、厚生労働省に設置される社会保障審議会における検証を踏まえて国が定めており、住宅扶助引き上げ前の基準限度額は世帯人数に応じて月額3万7,000円まで、引き上げ後の基準限度額は世帯人数及び床面積等の条件に応じて月額4万7,000円までであるとの答弁があり、指定管理料の債務負担行為に関連した五所川原市社会福祉協議会の職員による横領事件に対する改善及び弁済状況についての質疑に対し、今年6月ごろまでに全利用者の利用者負担額を口座振替にし、請求額と口座振替額を常に相互確認している。横領金額860万3,189円のうち5月までに669万9,344円が弁済され、残額190万3,845円

については毎月7万円滞ることなく弁済されており、約2年半かけ完済する予定である。施設の管理能力及び事業運営に関する判断と横領事件への対応との関係についての質疑に対し、施設の管理能力及び事業運営と横領事件への対応は別物と考えているとの答弁があり、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号 平成28年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）から議案第106号 平成28年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）までの4件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○寺田武造議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○寺田武造議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺田武造議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第23 発議第2号及び

日程第24 発議第3号

○寺田武造議長 次に、日程第23、発議第2号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書及び日程第24、発議第3号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書の2件を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、稲葉好彦議員。

○14番 稲葉好彦議員 一登壇一

それでは、発議第2号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書及び発議第3号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書の提案理由を御説明いたします。

まず、発議第2号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書についてであります。近年地方議会の果たす役割はますます重要となっており、これまで以上に住民の意向を酌み取りながら、的確に執行機関の監視や政策提言等を行っていかねばなりません。投票率の低下傾向や無投票当選など、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている状況にあります。このため、幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を要望するものであります。

次に、発議第3号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書についてであります。公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、そのほとんどが消費に回るため、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、地方自治体の行政サービスにも直結いたしております。老齢基礎年金の受給資格期間が現在の最低25年から10年へ短縮され、来年10月からの支給が予定されておりますが、現在賃金、物価スライドの見直しやマクロ経済スライドの強化など、年金制度の維持に向けた検討が行われております。年金の削減は、高齢者だけではなく、将来の年金生活者にとっても大変深刻な問題となるため、安心できる年金制度を要望するものであります。

以上、提案理由の説明といたしますが、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○寺田武造議長 お諮りいたします。

本件については、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託などを省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

初めに、発議第2号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について、本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 御異議がありましたので、起立により採決いたします。

発議第2号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について、本件を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○寺田武造議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書について、本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○寺田武造議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○寺田武造議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

本定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、寺田議長を初め鳴海予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして、全議案とも滞りなく議決を賜り、厚く御礼申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

さて、本年も残すところあとわずかとなりました。今年1年を振り返りますと、4月には平成28年熊本地震が発生し、被災地では大きな被害を受けたところであり、また最近では高病原性鳥インフルエンザが青森市を初め全国各地で確認されるなど、行政の危機管理体制の重要性を改めて認識させられた年でありました。

市政に目を向けますと、五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町の2市4町による五所川原圏域定住自立圏形成協定を締結し、圏域の将来像と具体的取り組み内容を示す共生ビジョンを策定したところであります。今後とも五所川原圏域の中心市として、圏域の魅力を生かした観光振興や生活機能、定住人口の確保など、市民を初め圏域の皆様の福祉向上と地域振興のため全力で取り組んでまいる所存であります。また、今年初めには、平成30年5月の供用開始に向け新庁舎の建設工事が始まったところであり、現在では基礎工事を終え、これからいよいよ地上部分の骨組みが立ち上がってまいります。市民が利用しやすく、機能性と経済性にすぐれ、また防災拠点として安全、安心な庁舎の建設をさらに進めるとともに、新庁舎に合わせたよりきめ細やかな行政サービスの提供に向け鋭意取り組んでまいります。

来年は、平成10年の親子の旅立ち以来立佞武多運行20周年という大きな節目であり、

この記念すべき20台目の立佞武多の題材を「纏」としたところであります。2度の大火から復興を遂げた五所川原の不撓不屈の精神を火事場でまといを振る火消しの勇壮な姿で表現するものであり、まさに20年の節目を迎えるにふさわしいものであります。今後立佞武多を初め、当市の魅力を強く発信してまいりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、これから寒さも増してまいりますので、皆様方におかれましてはくれぐれも御自愛いただき、御家族ともどもよき新年を迎えられますよう祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。今年1年間本当にありがとうございました。

◎閉会宣告

○寺田武造議長 これにて平成28年五所川原市議会第5回定例会を閉会いたします。

午前10時56分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年12月15日

五所川原市議会議長 寺 田 武 造

五所川原市議会議員 山 田 和 宗

五所川原市議会議員 木 村 慶 憲

五所川原市議会議員 成 田 和 美